

同(塚本三郎君紹介)(第一六八四号)
同(中井治君紹介)(第一六八五号)
同(中野寛成君紹介)(第一六八六号)
同(中村正雄君紹介)(第一六八七号)
同(永江一仁君紹介)(第一六八八号)
同(永末英一君紹介)(第一六八九号)
同(西田八郎君紹介)(第一六九〇号)
同(西村幸三君紹介)(第一六九一号)
同(藤原哲太郎君紹介)(第一六九二号)
同(三浦隆君紹介)(第一六九三号)
同(宮田早苗君紹介)(第一六九四号)
同(横手文雄君紹介)(第一六九五号)
同(吉田之久君紹介)(第一六九六号)
同(米沢隆君紹介)(第一六九七号)
同(和田一仁君紹介)(第一六九八号)
同(渡辺朗君紹介)(第一六九九号)
は本委員会に付託された。

三月二十七日
スパイ防止法制定促進に関する陳情書(京都府
船井部和町議会議長猪俣昇)(第七四号)
スパイ防止法制定反対に関する陳情書(名護市
議会議長知念嘉水)(第七五号)
外国人登録法の改正に関する陳情書(松江市議
会議長野津嘉重)(第七六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案(内
閣提出第五六号)

○宮崎委員長 これより会議を開きます。
内閣提出 国籍法及び戸籍法の一部を改正する
法律案を議題といたします。
まず、趣旨の説明を聴取いたします。住法務大

臣。

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○住国務大臣 国籍法及び戸籍法の一部を改正す
る法律案について、その趣旨を御説明いたします。
この法律案は、最近における涉外婚姻の増加等
の事情にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日
に我が国が署名した女子に対する差別の撤廃に関
する条約の批准に備えるため、国籍法の一部を改
正するとともに、これに関連して、戸籍法の一部
は次のとおりであります。

まず、国籍法につきましては、第一に、現行法に
おきましては、子は原則として父が日本人である
ときに出生により日本国籍を取得するものとされ
ておりますが、これを改め、子は、父または母が日
本国民であるときは、出生により日本国籍を取得
するものとする父母両系血統主義を採用すること
といたしております。

第二に、準正により日本国民の嫡出子たる身分
を取得した外国人、日本の国籍を留保しなかった
ことにより日本の国籍を失った者等の国籍の取得
を容易にするため、所定の要件を満たす者は、法
務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取
得ることができるものとする届け出による国籍
の取得の制度を新設することとしております。

第三に、帰化の条件の整備を図るため、日本国
民の配偶者である外国人の帰化条件については、
その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同
一の条件を定めるものとするともに、生計条件、
重国籍防止条件等についても、これを緩和すること
としております。

第四に、父母両系主義の採用に伴い増加する重
国籍の発生防止及びその解消を図るため、外国
の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によ

りその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を
失うものとし、現行法の国籍の留保制度を国外で
出生した血統による重国籍者にも適用するものと
するとともに、重国籍者は成年に達した後二年以
内にいずれかの国籍を選択しなければならぬもの
とする国籍の選択の制度を新設することとして
しております。

第五に、経過措置として、改正法施行後三年間
は、改正法施行前に日本国民である母から出生し
た子及びその者の子は、所定の要件を満たすとき
は、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を
取得し得ることとしております。

次に、戸籍法につきましては、第一に、国籍法の
改正により国籍の選択制度が新設されることに伴
い、日本の国籍の選択の宣言の届け出及び外国の
国籍を喪失した場合の届け出等に関し所要の規定
を設けることとしております。

第二に、容易に日本の国籍の留保の届け出をす
ることができるとすることのため、その届け出の期
間を伸長するとともに、父または母以外の法定代
理人も留保届をすることができるとすることとし
ております。

第三に、現行法上は、外国人と婚姻をした場合
には、日本人間の婚姻の場合と異なり、新戸籍を
編製しないものとされておりますが、これを日本
人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によって新戸籍
を編製することとしております。

第四に、現行法上、外国人と婚姻をした者が外
国人である配偶者の称している氏を称しようとし
るときは、家庭裁判所の許可を得て、その旨の届
け出をしなければならぬこととされておりますが、
これを改め、婚姻の日から一定期間内は家庭
裁判所の許可を得ずその氏の変更の届け出をす
ることができるとするとともに、氏の変更を
した者が離婚をした場合には、離婚の日から一定
期間内は、家庭裁判所の許可を得ずその氏の変
更の届け出をすることができるとすることとしてお
ります。

また、戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、

父または母を外国人とするものは、現行法上、そ
の氏を変更することが認められておりませんが、
これを改め、家庭裁判所の許可を得れば、その氏
を変更する旨の届け出をすることができるとこと
としております。

以上が国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律
案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願いいたします。

○宮崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○宮崎委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る六日、参考人の出頭を求
め、意見を聴取することにいたしたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

なお、参考人の人選につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○宮崎委員長 これより国籍法及び戸籍法の一部
を改正する法律案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。森清君。

○森清委員 今回、国籍法及び戸籍法の一部を
改正する法律案が提出されました。ただいま大臣
から提案説明をお伺いしたわけでありましたが、国
籍法は国民の範囲を定める最も重要な法律であり
ますから、その改正につきましても慎重な検討を
要すると考えます。

法務省では長年にわたってこの問題を研究し、また婦人の差別の撤廃に関する条約の批准との関係もあり、それぞれ検討されたと思いますが、今回の改正案を作成した経緯、そしてまたその考え方の大要を先ほどの提案説明に補足してお伺いしたいと思ひます。

○批杷田政府委員 現在行われております国籍法は昭和二十五年に制定されたものでございまして、その当時の我が国の情勢が、その後の我が国の経済成長及び国際化の状況によりまして大分変わつてまいりました。それに伴ひまして、いわゆる国際結婚がだんだんとふえるようになりまして、一方、先ほどお話しございました婦人差別撤廃条約につきまして昭和五十五年七月十七日に我が国も署名をするということになってまいりました。そういう情勢のもとで、現在の父系血統優先主義の現行法についての見直しの機運が高まつてきたわけでございします。

それによりまして、私もといたしましてはかねがね諸外国の法制がどう動いておるかという点なども研究しておつたところでございします。昭和五十六年の暮れごろから法制審議会におきまして国籍法部会を設けて、国籍法についての改正すべき点についての諮問が法務大臣から出されて審議がなされておつたところでございします。

その結果、本年の二月二十三日に法制審議会で改正すべき点についての答申がなされ、またそれに伴ひまして戸籍法についての改正すべき点が民事行政審議会におきまして二月十六日に答申を得ております。それに基づきまして今回御審議をいただいております改正案を取りまとめた次第でございします。その改正の主たる点は、先ほど法務大臣から御説明がありましたように、現在の父系血統主義を父母両系主義に改めるということを中心として、次に帰化につきまして日本人の配偶者の帰化条件についての差異、これを同一にするという点、また父母両系主義をとるということになります。二重国籍が飛躍的に増加してまいりますので、それに対処するための方策として

留保制度を見直すとか、選択制度を導入するとか、というような措置を講ずることになつたとして、父母両系主義を採用すると同時に二重国籍が増加をしないようにその防止を図るといふ線でこの法案がまとめられた次第でございします。

○森(清)委員 国籍法の改正に關しまして、国籍というものの本質といふことが、そういうものについて多少考へてみたいと思つたのであります。地球上に人類が住んでおりますが、これはそれぞれ主権国家があり、そしてその主権国家が分かれておるわけでございまして、そしてそこに住む我々人間、個人といふものはそれぞれ人権を保障され、あるいは権利を主張し、あるいは生命、身体、財産を守つてもらう、これはすべて國家といふものを通じてなされるものであり、また最終的には國家の力によつてそれが実現するものであり、また國家はそういう人間を保障する、保護する責任を持つてゐる、このように考へるのであります。

そこで、そういうことになる限り、人間といふものは生まれたときにおいていづれかの國家に所屬する、いわゆる国籍を取得するということになければならぬ、またその国籍といふものは、主権國家が分かれてゐる限り單一の國家に屬すべきものである、これが国籍の本来的な意義である、私はこのように考へるのであります。そしてまた、實際上、法制上においても、公法上の關係はもとより、私法上の關係においても、先ほど申し上げましたように國家を通じて國家の法制のもとにおいて主張できるわけでございしますが、そういう意味でいわゆる国籍唯一の原則とか国籍單一の原則といふもの、これは事の當然の問題であり、そしてまたそういうことが國際法學者間においてもあるいは成立してゐる條約等にもあらわれてゐると思つてゐるわけですが、そのように国籍といふものは唯一、單一のものが原則であり、すべての人はどこかの國家に屬さなければならぬという意味とそれは唯一の國家に屬すべきものである、こういう考へ方を持つておりますが、政府においては国籍、その本質についてどのように考へて

なつてゐるか、お伺ひしたいと思います。

○批杷田政府委員 ただいまお話しございましたように、一人の人間に對して複数の國家が對人主權を持つ、また主權在民の國におきましては一人の者が複数の國に對しての主權を持つといふことは一個の矛盾を生ずることと考へますので、国籍唯一の原則といふのが世界における国籍を考へる場合の一つの重要な原則といふことにされておるわけでございまして、私もその原則は国籍法の制定あるいは国籍法の改正に當たりまして非常に重要な準拠すべき原則であると思つてお

○森(清)委員 その次に、国籍の得喪の原則についてお伺ひしたいと思つたのであります。

国籍を取得するといふことは出生によるわけでありまして、これが生來の国籍あるいは根源国籍と言われておるわけでありまして、近代國家が成立いたしました、まずその取得した国籍、特定の國とそういう關係に立つた以上忠誠非解消といひますか永久忠誠主義といふものが原則であつたはずであります。特に近代國家が成立したときはさうであつたと思ひますが、その後、人間の移動も盛んになる、あるいは移住といふことも行われる、あるいは領土の変更といふこともしばしば行われるといふふうなことで、だんだん国籍を離脱するといふこと、あるいは新たに他の國の国籍を取得するといふふうなことが現象として問々あらわれてくる、またそれを國家として認めざるを得なくなる、こういうふうな現象が生じてまいりました。

そして、思想もだんだんそのように変化してまいりまして、例えば国籍は強制せずといふふうな考へ方になる。特に今の我が國の憲法は、これはアメリカによつて押しつけられてつくられた憲法でありまして、アメリカの国籍に関する考へ方、すなわち国籍離脱の自由といふようなことも非常に強く出ておるようでありまして、それはそれといたしまして、私は国籍取得の原則について、

そのような考へ方の中からそういう原則が變化したといふことは認められるし、国籍離脱の自由といふものは認めてもいいわけでありまして。

しかし、国籍は強制せずといふその法語でありまして、これは要するに、国籍を取得するとか變更する、喪失するといふことがすべて個人の自由な意思によつて行われるべきであるといふ意味ではなくして、国籍を与えるあるいは国籍が得られるといふことは、これは個人の自由な意思とは無關係にまず生ずるものである、そして何らかの理由によつてその個人の意思を確かめながら變更を認める必要が生じた場合に、一定の手続によつてあるいは國家の承認によつて国籍の得喪、變更が行われるべきものである、個人がその國の国籍を持つたか、どうするかといふことが完全に自由であるといふふうには考へられないのであります。

また、特に国籍といふのはある意味では法的な關係でありまして、ある人間がどのような人種に屬するとか、どのような歴史、伝統を本人が負つてゐるとか、どのような歴史、伝統を本人が負つてゐるとかといふことは、もちろん、国籍の得喪について自由な意思で得喪を認める、ある段階においてはさういふ事情はできる限りしんよくするといふことがあつても、これは自動的に決まるのが本源的であり、それは国籍の本質上當然である。ただ、今申し上げましたように、自由な意思を表示させて得喪、變更をしようとするときに、そのような個人の希望、意見を十二分に配慮してやる、これが国籍は強制せずの考へ方である、強制せずといつてもさういふ考へ方であつてしかるべきである、このように考へるわけでありますが、その点についての政府の見解はいかがでございしますか。

○批杷田政府委員 どういう人に自國の国籍を与えることにするか、あるいはどういふ場合に自國の国籍から離すことができるかといふこと、いわゆる国籍法の内容をどう決めるかといふことは各國の主權によつて与えられてゐる權限であるといふふうに國際的に承認されてゐるところであります。

して、我が国でもそのような見解をとっておる次第でございます。したがって、どのような条件、どのような事実のもとに日本の国籍を与えるかというところは國籍法で決めるべきこととでございます。また、國籍を離脱する場合にも、どういふ場合に離脱をさせるかというところは國家主権の作用として決めるべき事柄だろうと思ひます。

先ほどお話しございましたように、本来、一人ある國の國籍を取得した者は終生その國籍のもとにあるというのが原則であらうかと思ひます。そしてまた、ある時代におきましてはそれを永久不變のものとしたという國、そういう時代もあったかと思ふのでありますけれども、次第に國家間での人間の交流が多くなる、國際結婚も出てくるというようなことから二重國籍の問題が生じてまいりますと、そういう場合に、その衝突した二重國籍をどのように解消していくかという点に關連いたしまして、離脱というのをどの程度認めるかというのが各國の法制でいろいろ考えられるようになったわけでございまして、そういう意味で、離脱を認めるという意味では、國籍強制主義というものがだんだんと緩和されていくというふうな形になってきております。

我が國におきましても、離脱を認めるということから、いわゆる國籍強制主義というものをなくしたというふうには言われておるわけでございまして、それが無制限にということではございませんで、二重國籍である場合に、その衝突を解消するという場合に限りて離脱を認めるというふうに行なつたところからでございます。その離脱をする場合におきましても、我が國におきましては、憲法の規定によりまして、本人の意思によつて、二重國籍である場合には離脱を認めるという法制をとつておりますけれども、外國におきましては、ある条件がなければ二重國籍であっても離脱を認めないという法制もあるわけでございまして、全く個人の自由意思で定められるべきものだというふうには國際間で原則が立てられているというふうには考えられない次第でございます。

そういうふうな観点から見ますと、ただいまの御意見は國際間でも大體認められておる考え方ではなからうかというふうには考えております。○森澤委員 ただいまこのようなお答えをいただいたわけでありますが、この國籍が抵觸をする事象というものが、これはやむを得ない、どうしても出てくる現象であります。

と申しますのは、これはもう周知のことでございますが、國籍の取得に關するやり方が國によつて違ふ。しかも、それが主權國家としてどのような者に自國の國籍を取得させるか、与えるかというところは、それぞれ全く國內法の問題であつて、それだけの國家が主權的な作用によつてそれを行なうわけでありますから、そこに統一の原則がないわけであります。したがつて、そこに積極的な抵觸、いわゆる重國籍、それから消極的な抵觸、無國籍というものがそういう制度の違いによつて生ずることはやむを得ない点があるわけであります。

そこで、まず國籍取得の原理、原則について伺ひたいのでありますが、これは先ほど言われましたとおり、本來的な國籍、根源的な國籍としては出生によるわけでございまして、例えば我が國は原則として血統主義をとつておりますが、これは例えばイギリスのようにいわゆる封建的なといふか、そういう言葉はいいかどうかは別といたしまして、自分の土地といふものを主として考え、そこにあるものはすべて主權に屬する、こういう考え方であらうと思ひますが、そういう考え方から従つていわゆる出生地主義といふものをとつて國籍、あるいはヨーロッパ大陸ではローマ法の影響を受けて、その国ではなくして血統主義をとつて國籍、こういうことがございまして、我が國は、もちろん単一民族國家であり、他國との交流がなかつたから、國籍についてそのような意識をしたのは最近、明治になってからでございまして、我が國は伝統的に血統主義をとつておる、こういうことになっておるわけであります。

れをとりましても、それは純粹に置かれてゐる國ではないのであります。それそれぞれに調整を加へてゐるということとでございまして、こういう主義のそもその考え方、いかなる者に國籍を取得させるかという主義の違いというものが、この重國籍あるいは無國籍が生まれる原因であります。これはそれぞれ主權國家がある限りやむを得ない。しかし、將來問題としては、できる限りそのようなことを少なくするために、あるいは條約により、あるいは統一的な國際間の完全な主義が統一されればこれは解消していくわけでありまして、そういうことに向かつていかなければならぬ、ということについては、まだまだそれだけの措置はできておらない、こう考えるわけであります。

國も兩系主義をとれば、國際結婚をする限り必ず積極的な競争が起こるわけでありますから、そういう事態が非常に多くなつたということから、あるいはこの改正をすれば多くなつたということとで今回の、それぞれ後からまた触れますが、調整措置が講ぜられるわけであります。

特に今回の國籍法の改正について、これは血統主義をとる限り、父系血統主義といふのは、これはもう當然の原則であり、人類が、だれが考へてもそういう主義をとつてゐるであらうと私は思ふわけでありまして、特に我が國の現在の國籍法は父系血統主義でありまして、それが何故憲法の男女平等とかなんかに反するのだという意見もありますが、それはそうではないので、父系血統主義によるということが當然のことであり、また、それは何も男女を差別をしたことではなくして、その血統によつて、ある生まれた子供をこの國の國籍に所屬させるかといふ一つの象徴としてやつて國籍だけありますから、私は、現在の國籍法も別に憲法違反とかそういうことは一切ないと考へておりますが、今回の父母兩系主義を採用するといふことは、これはある意味では非常に進歩的といふか、あるいは男女平等といふか、そういうことについては賛成であります。ただ、それによつて非常に大きな國籍上の混乱が起こる、これも事實であります。必ずと言っていいほど、相手

今までは生じなかつたいわゆる積極的な競争が生ずると思ひますが、まあそういうことは、國際的になつてゐない日本だと批判されるかわかりませんが、やはり単一民族、単一の國家として純粹に保つてきた我が國において、非常に例外的と考へられておつた二重國籍というものが、生まれた

段階において二重国籍者が非常に多くなるのじやないか、こういうふうに考えられますが、大体その辺の教的な見通しとか、どうなるであろうかというところを、資料をお持ちでございましたらお教え願いたいと思います。

○批田政府委員 現行法のもとにおきましては、二重国籍が生ずるというのは、生地主義国において日本人父の嫡出子が生まれるという場合に起こるのが主たる原因になるわけでございまして。その点で統計的な数字を見てみますと、生地主義の国で生まれて留保届を出して日本国籍を留保する、したがって生地主義の国との重国籍になるというケースが年間二千八百人ぐらいでございまして。今後、それが血統主義によりまして、どちらかの片親の血統によって国籍を取得するということの二重国籍の問題が出てくるわけでございまして、これがどの程度生ずるかというのは実はこれから問題でございまして、推計するほかはないわけでございまして、二、三年の国際結婚の数字を見てみますと、大体年間八千組の国際結婚が行われております。そういうところから、全くの推測でございすけれども、大体年間一万人程度が血統主義によって重国籍になる。したがって、生地主義との関係における数を足して出してくるのではないかとこのように考えておるところでございまして。

○森清委員 そのような重国籍者について、先ほど最初に申し述べましたとおり、やはり国籍は単一、唯一であるべきであるということから、今回の改正案においても重国籍者については選択制度を設けて、そしてそれを、外面的に見れば、強制をされているという言い方はあれでございまして、いづれかの国籍を選択するように強制をしているわけでありまして。そういう考え方について、何か国籍は二重であつても構わないんだというふうな意見、あるいは個人があつちへ行つたりこつちへ行つたりすることは完全に自由だという考え方もあるようでございますが、それは先ほども申し上げ

ましたとおり、私は本質に反した議論であると思ひます。しかし、現実問題として、この選択制度をとつたことによってある個人については相当な迫害を受けるような方もおると聞いております。そこで、まず、この法案においてどのような考え方で選択制度をとつておるかということをお伺いしたいと思ひます。

○批田政府委員 重国籍を持つておられる方は、いろいろの形態があろうかと思ひますけれども、二つの国についていけば五分五分の帰属のあり方というものはごくまれだろうと思ひますので、どちらかの国にいわば主たる帰属関係があつて、片一方の方は帰属関係が薄いということになろうかと思ひます。そういう点に着目いたしまして、諸外国では自国に定住しているかしてないかというふうな点によつて国籍を失わせるというふうな制度をとつておる国もあつております。

我が国におきましては、今度の案ではそういう定住というふうな問題も考慮に入れなかつたわけではございませんけれども、一つの生活実態というものが成人に達するまでは決まつていくであらう、どちらかの親あるいはどちらかの国籍の国での生活関係というもので大体子供さんの将来の帰属関係がどちらかということに決まつていくであらう、そういうことを考えまして、その結果に基づいて御本人の意思でどちらかの国の国籍を選択するというようにして思つて解消したらどうであらうかというふうな考え方をたつてございまして。その考え方はヨーロッパでもそのような考え方をとられて、ヨーロッパ理事会でも考え出されておるところでございまして。その結果、日本の国籍を選択する、要するに日本の国籍の方を自分のいわば帰属の対象にしたいというふうな意思表示をされた方については、日本の国籍をそのまま認めましよう。そうしますと、外国の方の国籍については、これは外国の法制のごときでございますから必ずしもできませんけれども、なるべくそれを法律的にも解消するような努力をしていただくことによつて整理をしたいということでございまして。

なお、向こうの外国の方の国籍の離脱もしない、日本の国籍の方も離脱しない、そうかといつて積極的に日本の国籍も選択するということをされない方にきましては、これは法務大臣から催告をいたしましてどちらかを決めてくださいというふうに求めまして、それでもなおかつ何にも応答がないという場合には、これはむしろ日本の国籍についてはまさしく形骸的なものとしてとらえていない方だという推定が働きますので、そういう場合には日本の国籍を喪失するというところによつて解消する、そういう考え方で選択制度というものを導入することにいたしましたわけでございまして。

○森清委員 そのような選択制度をとり、また我が国の国籍を持つておる外国人、いわゆる重国籍者についての対応というものも相当弾力的になつて、結構なことだと思ひます。それに関連いたしまして、既に現在無国籍になつておる方について、経過措置でございまして、特に附則第五条でございまして、これによつて、現在の無国籍者で我が国の国籍を取得したいという方についての手続、非常にうまくできていると思ひます。

そこで、その附則五条の適用範囲が未成年者に限つておる、成年者はその適用を受けないということについて、どのような考えでそれをそういうふうにしたかということ。時間もありませんから、それに関連いたしておりますので一緒にあわせてお伺いいたしますが、沖縄県において何十人とかあるいは百人とかいつておられますが、いわゆる無国籍児でございまして、これは法律的にといひますか、アメリカの主義と我が国の血統主義とはどこまでできたいわゆる消極的抵触でありまして、このように法律的にどのような実態になつても、それは無国籍になるというものを生ずるわけでございまして。父親がアメリカ人であるときに、その父親が一定の居住要件を満たさないときにはアメリカ国籍は子供が取得できないし、日本では、現在の国籍法によれば、父がアメリカ人である限り日本の国籍は取得できない

い、こういうことでありましたが、もちろんそれは今回の法律によつて解消していくわけでありまして。しかし、法律上当然にそういう無国籍になつた者がなくなつて、その他の個人的な理由によつて現実に無国籍になつておるといふ人たちが、あるいはそれが我が国の国籍を取得できない状態であつておるといふことも現実にはあるわけでありまして。その辺の実態、今回の法律によつて私はもう大部分はこれで解決するものと考えておりますが、そうなるかどうかが、その点をお答え願いたいと思ひます。

○批田政府委員 附則の五条で経過措置を定めまして、日本を母とする子で、新法の時代に生まれたならば日本国籍を取得することになるのに旧法時代であるために取得しなかつた方をどうするかということが附則の第五条の問題でございすけれども、私どもは、これはできるだけ父母両系主義にした以上は、ある程度さかのぼつても、もし本人が希望されるならば日本国籍を与える道を開くべきであらうということから考えまして、実は二十年さかのぼる。昭和四十年の一月一日から以降に生まれた方については、御本人の意思表示によつて日本国籍を取得させようということにしたわけでございまして。

もつとさかのぼる期間を長くいたしました、という御意見もあるわけでございすけれども、私もどもいたしますと、もう成年に達しておられる方というのは、日本の国籍がない方として生活実態を長い間持つておられてそれなりの社会生活をしておられるわけでございすので、そういう方については、意思表示により単純に日本国籍を与えろというところは適当ではない。そういう生活実態というものを踏まえて日本国籍を取得したいとおつしやるならば、帰化手続によつて国籍を付与するというのが一番正しいやり方であらう。また諸外国の例を見ましても、そういう父母両系主義を採用することによつての経過措置は最大限二十年という例でございす。大体二十歳までは、国籍がいれば抵触をしつたりいろいろなことはいた

しましても、不確定だというような考え方が世界共通にあるわけでございまして、そういう間の方については意思表示だけで日本国籍を与えることには、それを超えておられる方については帰化手続、この場合には簡易帰化手続になりますけれども、そういう生活実態を見ながら日本国籍を取得していただくというのが適当であらうという考え方に立つたものでございまして。

なお、沖縄の關係につきましては、外国人登録の面で見ますと、ことしの二月現在で無国籍の方が沖縄県で四十九名おられます。その中で日本人を母とする無国籍者、これが二十一名おられます。この日本人を母としながら無国籍であるということの理由は、たゞいまお話しございましたようなアメリカの国籍法との絡みで、いわばそのはざまに入つて父親の国籍であるアメリカの国籍を取得できないということその他の事由によるわけでございましてけれども、結局二十一名の方が日本人を母とする子でありながら無国籍であるという状況のようでございまして。その中で二十名の方が未成年でありまして、一人の方が成年に達しておられるようであります。

その二十名の方は附則の關係で御本人が日本国籍を取得したいということとございまして、届け出によりまして簡単に日本国籍が取得できるわけでございまして。残る一人の方についてはそういうことができないということになりますけれども、これは日本人を母とするわけでございまして、簡易帰化手続によりまして、申請があればよっぽど特段のことでもない限りは日本国籍が取得できるわけでございまして。現在でも、現行法のもとにおきましてそれらの方々は帰化申請によりまして日本国籍を取得することができるとございまして。ちよつと余談になりますが、既にこの三年の間に十五人の方が帰化申請によりまして日本国籍を取得しておられます。そういうことで年々問題の無国籍児の方の数が減つておられるわけでございまして。

なお、沖縄の關係につきましては、いろいろな

特別な事情のもとにそういう無国籍のままに置かれておられるわけでございまして、もし帰化の申請がございました場合には、できるだけそういう点を考慮した上で簡易に帰化ができるような配慮をしましてまいりたいと考えておるところでございまして。

○森(清)委員 終わります。

○宮崎委員 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案について第一回目の質問をいたします。

この法案につきましては、大憲法務省当局が御苦勞をされたことは私もよく存じておりまして、その点については敬意を表する次第でございまして、ただ、ただすべき点はしっかりとだすことが必要だろう、そういうことでお聞きをするわけでございまして。

私がまずきようお聞きしたいと思ひますことは、主として憲法とこの国籍法の改正の關係なんですが、その前にお聞きをいたしたいのは、中間試験が出ましたね。中間試験と要綱との間に相当違いがあるわけだと思ひますが、これは違ひがあつてもいいわけですね、中間試験はたまたま台として恐らく出したのでしようから、それに対して各方面の意見を聞いて要綱をつくられたと思うのですが、どういふところが違つたかというのか、どういふ経過で違つたかということをお聞きをいたします。

○批田政府委員 ます、準正による国籍の取得の關係でございまして、これは法律案の第三條に該当する部分でございまして、これは認知者の親権に服しておるといふことが要件というふうな中間試験ではおりましたけれども、それを最終の案では不要ということにいたしました、親権に服しては不要という条件は外しております。

それから、帰化の關係におきまして、生計條件の關係について父母の一方が備えていればよいということにいたしましたのをもう少し広げまして、い

わば世帯単位で生計條件を考へるというふうにした点が變つております。

それから、重国籍の防止条件におきまして、これは帰化の重国籍防止条件でございまして、これは日本国民の未成年の子についての重国籍防止条件を外すということにしております。これは新法に一般的条件に広げまして、いわば難民その他につきましても重国籍の防止条件を緩和するといふふうなことにいたしております。

それから、配偶者の帰化条件につきまして、試験案では三年の居住要件に一年の婚姻継続条件を加へることにしておりまして、これは外したわけでございます。これは現行よりも重くなるというところがございまして外したということでございます。

それから、無国籍者の簡易帰化、これが新しい条文で八條の四号になろうかと思ひますが、これを新設いたしました。これは無国籍が発生するのをなるべく防止しようという観点からつけ加へたものでございまして。

それから、国籍の留保制度でございまして、これも、これは中間試験の段階では留保制度は廃止する案とそれから拡張する案と併記いたしておりました。結果といたしまして、後に申し上げます選択制度についての考へ方を少し変へましたので、それもあわせて拡張論の方を採用したということでございます。

それから、選択制度でございまして、これは新しい法律案の十四條から十六條までに關するところとございまして、中間試験におきましては一定の期限内に日本国籍を選択する旨の宣言をしない方は當然に日本国籍を喪失するということにいたしました。ところが、この宣言をしない方は法務大臣の催告によつて、なおかつその催告にも何ら回答がないという方について喪失するということに手を一段階加へまして、これは本人にいわば熟慮の機会を与えるといふことが手続的な保障を与えるという意味でございまして。

それから、いわゆる喪失宣告の点でございまして

けれども、日本国籍を選択する宣言をした人が外国の公務等についていた場合には、中間試験では當然喪失ということにしておつたわけでございまして、これにつきましては法務大臣の認定手続にかからせまして要件をさらに厳格にしたという点が變つております。

そのほか、帰化の取り消し制度は今度は取り入れないといふふうにしたところが本則では違つておるわけでございまして。

それから、経過措置におきましては、先ほど準正のところでお話ししたと同様に、親権者の親権に服しておるといふことを外すということにいたしましたわけでございまして。

これは中間試験を公表いたしましたして各界からいろいろ御意見が出てまいりました。そういうものを最大限に尊重し、審議会において検討した結果そのようになつた次第でございまして。

○稲葉(誠)委員 じゃ、今の要綱と今度の法案とで違つてゐる点はどこがあるわけですか。

○批田政府委員 要綱と法案とは全く同じ趣旨で、若干字句の違ひはございましてけれども、同じ考へ方であつておると思ひます。

○稲葉(誠)委員 いや、考へ方は同じかも知れませんが、字句が違つていふ。外国の公務員になつた場合、何となく勢めなければならぬといふあれが入つてゐるのじゃないですか。それはどういふ経過でしようか。

○批田政府委員 法案の第十六條第一項に、日本の国籍の選択の宣言をした者は「外国の国籍の離脱に努めなければならない」といふのが入つておりますが、これは要綱にはそのような文章といたしまして、文意はございませぬけれども、選択の宣言の趣旨、その中身を明らかにするということとが条文の上では明確になるであらうということから、いわば訓示的な表現でございまして、そのようない項が加へられておるところが變つてゐると言へば變つてゐるところでございまして。

○稲葉(誠)委員 訓示の規定ですから、問題とし

て、その大きな問題ではありませんが……。

そこで、今お話のありました中間試案、これは民事局の五課が出したものと、その前に新聞記者の人の対してこういう中間試案を出しますよと言つてブリーフィングしましたときに出したものとあるわけですが、それとこの発表された中間試案とは違つていますね。

○批田政府委員 新聞記者の方々に発表したときには、まだ部会で決まつていない空白部分がありまして、その空白部分のままでお話をして、その後部会で決まつたところを埋めたものが中間試案だという経過のようでございます。

○稲葉(誠)委員 だから、新聞記者に配つたものとこの中間試案、発表になつたものとどこが違ひますか。

○批田政府委員 留保の点についてだと思ひますが、新聞記者に別に公表したわけではなくて、これから中間試案を発表するについて事前に内容を理解してもらおうということと話をしたということとでございます。その内容とすれば、留保のところがはつきりまだ決まつていなかったため、その点が少し抜けておつたというふうに聞いております。

○稲葉(誠)委員 そうじゃないのじゃないですか。この文章がありますね。「第一 出生による国籍の取得」というところが一番最初でしょう。そのところで、読んでみますと、「我が国が昭和五十五年七月に署名した『婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』を批准するために妥当な措置であると考えられること、憲法における両性平等の見地から適当とする考え方」こうありますね。この「憲法における両性平等の見地から適当とする考え方」こういうのは新聞記者に配つたものには入つてなかつたのじゃないですか。

○批田政府委員 その点は新聞記者に発表したときには「発表」といいますか、説明したときには入つていなかったようですが、後でそういうふうな考え方も改正の動機としてはあるだろうというふうなことではつきりさせた方がいいという内容

部意見がございまして、それでそういうふうにつけ加えて整理をして中間試案としたという経緯のようでございます。

○稲葉(誠)委員 「憲法における両性平等の見地から適当とする考え方」この考え方は、今おつしやつたのとおり、新聞記者に配つたものの中には入つていないわけですが、後から内部からの意見というものでしたけれども、法務省の意見じゃないですね。法制審議会の中のある教授が非常に強調された御意見です。お名前を申し上げてもいいですけれども、今、上智大学の教授佐藤功先生が主張された御意見です。

そこで、国籍法のこの問題、今度父母両系主義をとることにして、この「憲法における両性平等の見地から適当とする考え方」をなぜあなたの方で抜こうとするのか。それはそこまで考へていたわけじゃないのだということがあるかも知れませんが、それと、いろいろ関係してくるわけですが、どこに問題があるかということはおわかりだと思ひます。一つは、経過規定に關係してきます。もう一つは、現在問題となつておる案件にも關係してきますから、その点はちよつとあるかも知れませんが、いすれにしても、憲法との關係の問題をあなたの方としては、何か父母両系主義という問題で關係を非常に薄くしよう、薄くしようと考えておられるように私は思へるわけですが。

そこで、問題は憲法と国籍法との關係になつてくるわけですが、これを今言つたようにきちんとして考へますと、経過規定が憲法施行時にさかのぼるといふことになつてくることも一つ考へられてくると私は思ふのです。それが必然的に結びつくかどうかといふことについては、あなたの方では恐らくドイツの基本法なり何なりを出してこれら

るというふうにも思ふのです。

そこで、これからいろいろ御質問するのですが、その前に、ちよつと気がついたのですけれども、条約の名前について、これは署名してまだ批准していませんけれども、「我が国が署名した女子に

対する差別の撤廃に関する条約」というふうな提案理由説明では短くなつてしまつています。しかし、撤廃条約の問題は、ちやんとした条約ですか。撤廃条約の名前をくつけないわけにはいけません。そのときに、これは言葉といへば言葉ですが、あなたの方は「婦人」といふ言葉でも「女子」といふ言葉でも、これは公の名前は「婦人」に対するあらゆる形態の差別」といふ形で「婦人」といふ言葉を使つてゐるのじゃないですか。ここで「女子」といふ言葉を急に使われたのは何か特別に意味があるので、これはどういふわけですか。

○批田政府委員 従来、婦人差別撤廃条約といふふうに使われておりましたが、「婦人」といふ言葉を使つておつたのでありますが、これは外務省国連局の仮訳が「婦人」といふ言葉を使つておるわけでございます。今後、批准に向けまして正式の訳ができることになるわけで、その場合にどうなるかはその時点でないとわかりませんが、現在は外務省は、私も責任を持つて申し上げられないのですけれども、何と申しますか、「婦人」といふのは、小さい子供さんなんかを「婦人」といふのは適當でないといふようなニュアンスがあるのかと思ひますけれども、一般的な女性といふ意味であらうと言葉としては「女子」の方がいいのではないかと、そういう考へでおられるようでございます。私の方でもそこは、ちよつと余談でございますが、私の場合、その条約を特定するに正式の名称がまだないといふことのために、「昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した」といふことをつけて特定を補完するといふことをしておるわけでございます。私どもの方で何か意図があつて「婦人」を「女子」にしたといふことではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 いや、私、提案理由を聞いています。今ちよつと気がついたのですから、それで聞いたわけですが、いすれ批准のときには正式な条約名が出るわけですから、そのときにどういふふうになりますか、これはまた外務省關係などでやるべきことだといふふうに私は思つています。

そこで、この前のといふか現行の国籍法ができたときに、提案理由は昭和二十五年四月四日に衆議院法務委員会で行われているわけですが、その中で、二十五年当時で「新憲法及び改正民法」といふ言葉を使つていまして、それと、憲法の趣旨に沿わない規定が含まれておりますので、これを改める必要があるものであります。と、このように言つておるわけですが、現行国籍法の提案理由によつて、そうすると、そのときに憲法にそぐわない、沿わない規定といふふうには考へられておつたのはどういふ点が考へられておつたのでしょうか。民法の点はいいです、これは。

○批田政府委員 旧国籍法ということになりますけれども、その場合には家族制度的な発想のもとに夫婦国籍同一主義、親子国籍同一主義といふことで、家全体が一つの国籍でいふふうな思想が背後にあつて、そのために、主として夫婦国籍同一主義の結果、外国人が日本人の妻になつた場合には日本国籍を取得するし、外国人の妻に日本人がなつた場合には向こうの方で国籍を取得するならば国籍を取得するとか、そういうふうな關係が、家制度と申しますか、そういうふうな考へ方と結びついてゐるところが問題だといふふうにとらえられていたのではないかと、いふふうに思ひます。

○稲葉(誠)委員 それは、何といひますか、全体を展望して一つにまとめられたわけですが、これもいろいろ分けてゐるわけでしょう。それを今ここで細かく聞くわけじゃありませんけれども、それを見たときに、こういうふうに通つてゐるわけですね。

「第一に現行では、国籍を離脱することができ、場合を狭く限定し、かつ国籍の離脱に伴つて法務總裁の許可を必要とする場合があるものであります。これは国籍離脱の自由を保障した憲法第二十二條第二項の規定に抵触する、このことが第一です。規定に抵触するといふ書き方をしていると、それから第三のところ、今

おっしゃったような、現行法は、国籍の取得についても、また喪失についても、妻は夫の国籍に従うという原則及び子は父または母の国籍に従うという原則を採用しており、云々ということをおっしゃって、これは途中省略しますが、「憲法第二十四條の精神と合致いたしません」と、こういうふうにおっしゃるわけですね。

それから第四のところで、これは帰化人の場合ですが、「帰化人等に対しては」――「帰化人」という言葉がどうあるのかどうかよくわかりませんが、「国務大臣その他国家の重要な官職につく資格を制限いたしておりますが、これは、国民はすべて法の下において平等であることを宣言した憲法第十四條の精神に反します」と、こう言っておられるわけですね。

そうすると、規定に抵触するというのと、それから二十四條の精神と合致しないというのと、憲法第十四條の精神に反しますという、この三つをこのときに使い分けているわけですよ、憲法との関係で。これはどういふ理由からこういふ使い分けが行われるようになったのでしょうか。もちろん、第一の場合は内容の關係から来る点がありましかつても、どうなんですか。

○批田政府委員 第一の離脱についての關係につきましても、二重国籍である限り離脱が自由であるという原則でございまして、それを法務總裁の許可にかからしめるということになりますと、これは明らかに憲法に抵触するわけにござい

ます。後のいわば家制度との絡みの關係につきましては、そのこと自体が憲法に真正面から当たるわけではないのだけれども、憲法で考へていられる事柄、それで、よつて民法も改正したわけにございまして、けれども、そういうふうな精神の一環としますと、家を中心とした国籍の考へ方というものがそぐわないという意味だらうと思ひます。

帰化人といひますか、帰化をされた日本人につきましては、これは日本国民である以上法のもと

に、離脱は明確に直接ではありませんが、平等といふことの意味合からそれに抵触するといふふうなことで、三つのニュアンスが少しずつ違へられて説明がなされたのではなからうかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そこで、このときに父系主義をとつたわけですね。父系主義をとつたのは、そのときの國際情勢ではかの國、ヨーロッパでもまだ大體同系主義をとつた國はほとんどなかったといふふうなことやなんかを含めてそういうふうなことをとつたといふふうな説明されているわけですが、けれども、そこで私の考へておる疑問は、父系主義をとるといふことがこの提案理由の中ではこういうふうな説明されているのです。これは局長は村上さんですね。「父系主義を採ることは、父としての權利或いは母としての權利に差別を設けるといふことを意味するのではないのであります。男女の本質的平等という憲法の趣旨に反するものではない」と考へるのではありませんか、こういうふう

に言っているわけですね。これについてはこれからお聞きをいたしますけれども、そうすると、あなたの方では、どういふ場合に男女の本質的平等という憲法の精神に反するのだ、こういうふうにお考へなんでしょうか。

○批田政府委員 例へば生まれた子供が男の子であれば日本国籍を取得するとか、女の子だつたらは取得しないとかというふうな、これは極端な話ですけれども、そういう場合には明らかに憲法に抵触するだらうと思ひます。子供中心に見た場合。

それから、妻の關係が、何といひますか、夫の場合と妻の場合と、外國人と婚姻した場合に明らかに差別を設けるといふふうなことをいひますと、抵触するといふことが言へようかと思ひますが、父系主義が抵触するといふことは、ここで言つてゐるとおり、ないのではないかと、いふに考へておられます。

○稲葉(誠)委員 生まれた子供が男だつたら日本人で女だつたらどうだ、そんなの、それは香川さ

んが答弁しているのだ。知っているでしょう。それはちよつと何といふか、答弁としても極めて不適当な答弁ですよ。昭和五十四年四月二十六日、衆議院外務委員會での答弁ですね。私は外務委員じゃないからいふからあれでなければいけません。その答弁はちよつとあれだと思ひます。

そこで、今言われたようなことで、提案理由の説明の中にあつたのが私が今読んだところですね。これも意味がよくわからないのですよ。「父系主義を採ることは、父としての權利或いは母としての權利に差別を設けるといふことを意味するのではないのであります。」という意味がよくわからないのだ。ここに書いてあることが意味がよくわからないですね。

それから、もう一つ、香川さんが答弁しているのは、今あなたが言つたやうな、「日本人男の子供として生まれたそれが男性であれば、男の子であれば日本国籍を與へて、女の子であれば日本国籍を與へない」といふやうなことであれば、これは完全に男女平等の原則に違反することだらうと思ふのであります。と、こんなことを答弁すると、これは問題の答弁だと思ひますが、「生まれ

た子供の国籍を決める基準として父系主義をとつておるといふことは、これは男女平等の原則のちのちの問題ではなからうかといふふうに考へるわけでありまして、と、こゝ言つてゐるのです。この「生まれた子供の国籍を決める基準として父系主義をとつておるといふこと、それから、今の村上さんが提案理由の説明のときに言つた「父系主義を採ることは、父としての權利或いは母としての權利に差別を設けるといふことを意味するのではない

のであります。」といふ、これとの、同じことを言つてゐるのかもわかりませんけれども、これは一体どういふことを言つてゐるのか、かみ砕いて言つてもらわれないと、難しくてわからないのです。それと、私が言つたように、中間試案の中で、憲法における両性平等の見地から今度の両系主義を適当とするといふ考へ方が出てきておられるわけ

でしょう。それと一体どういふふうな關係をするのか、そこがよくわからないのですけれども、今までの答弁が非常に簡単過ぎるのですよ。簡単過ぎてわからないのです。だから、かみ砕いて、素人にもわかるようによく説明していただきたいと思ひ

のですよ。か、そこがよくわからないのですけれども、今までの答弁が非常に簡単過ぎるのですよ。簡単過ぎてわからないのです。だから、かみ砕いて、素人にもわかるようによく説明していただきたいと思ひ

○批田政府委員 私、二十五年制定當時の説明を十分に御説明できるかどうか自信がございせんけれども、そんなたいした事には、親に国籍の承継権といふふうなものがあるといふ考へ方をとりまして、父親である男の方には承継権があり、女の方には承継権がないということになります。と、これは男女平等の問題になるかもしれないけれども、国籍というものは親の承継権の問題としてとらえるべき問題ではないのであつて、國がどういふ場合にどういふ子供に與へるかといふことな

んで、親の權利ではないといふ考へ方をそこで述べておられるのではなからうかといふふうに思ひます。○稲葉(誠)委員 それだけではこれはわからないですね。この文章とは何か結びつかないのではないですか。意味がわからない。もう少し詳しく、かみ砕いて言つてもらわれないとわからないのです。大臣がわかりませんが、僕はわからないですよ。このところは確かに難しいところなんですよ。一番難しいところなんだけれども、実に簡単に、一行か二行でみんな言つてしまつてゐるんです。だから、わからないんです。もう少しわかるように説明していただきたい。あなたの方としては、またそれを説明すると、さあこれは経過規定を直さなければいけないのではないかと、いふことを考へておられるのかもわかりませんけれども、それからまたあれが今までの法的安定性を伴つて父系主義をとつてやつてきたのを覆されるのではないかと、いふことを心配されておられるのかわかり

せんけれども、それはそれとして、とにかくこのところがかかわらないんです。私には意味がよくわからない。だから、もう少し、なぜ父系主義をとつて、その當時はかの國はそういう主義だつた國が多いこと

はわかるのですが、それが両性の平等との関連において一体どういう意味を持っているのかということですね。この村上さんの提案理由も二行ぐらいいだし、香川さんの説明も舌足らずのような説明でよくわからないのですよ。このところをかなり砕いてわかるように説明願えませんか。

○批田政府委員　すみ砕いたことになるかどうかわかりませんが、国籍を出生を契機として与えるという場合に生地主義あるいは血統主義というものがあられるわけですが、これは生地主義をとるといことも国際的には認められている原則でございますし、血統も認められているところでございますが、それはどちらをとってもいいわけで、したがって親の権利というふうに国籍の取得の原因を考えられないということが一つ言えようかと思えます。

それで、血統主義をとるところにおきましては何か親が子に伝えるというふうなニュアンスがあるようにございませうけれども、別に相続のような関係でくわけではございませうので、国が一つの基準として血統というものでとらえているだけであつて、したがって、その場合に両親が日本人であるという場合とか、あるいは父が日本人である場合とか母が日本人であるとかいう場合、それを基準としてどうとらえるかというだけのことであつて、いわば相統的な、子供の方から見れば相統というふうなことでないし、それから親の方からすれば、自分の国籍を子に伝えるという権利を国が認めたという形のものではないので、国籍というものはどういふ条件のもとにどういふ基準で与えるかというのを決める、その決める基準として血統をとる、父の血統をとったというだけのことであるから、したがって、そこでは父の権利とか母の権利とかいうものが出てくるものではない。したがって、権利という面について男女を差別したものでないというのが二十五年当時の改正のときの説明であらうかと思ひますし、現在でも私はそういうふうな考え方をとつておるわけでございませう。

○稲葉(誠)委員　そうすると、「自由と正義」の一九八一年十月号、「国籍法の現代的課題」の中で田中課長が書いておられるわけですが、その中で「父母両系血統主義採用に関する問題点」の第一に、「現行国籍法は血統主義を採用しているが、憲法上は生地主義を採用することも許されることと思はれる」ということを書いておられるのです。

私はこれを読んだときに、率直な話、私も日本の国籍法というのは血統主義をとるのが当然というか当たり前の原理というふうに、意識的にいいますか、受けとめておつたわけですね。そこへ憲法で生地主義もとれるということが第一の問題点として挙げられているわけですね。私はこれを見たとき、どうも何だかちよつと一種の違和感みたいなものを持ったのですが、日本の憲法でもそれは生地主義をとれるということなんです。それを特に第一に、一番最初の問題点として挙げた意味はどういう意味があるのですか。

○批田政府委員　当時の課長が私見を述べたのでございませうけれども、憲法では国籍については法律で定めるところにしておるだけでございませう。世界的に見ますと、国籍を与える場合の基準としては、大きく分けると生地主義と血統主義がある。したがって、憲法で法律で定めると書いてある以上、形式的には日本においても生地主義を採用するということが別に憲法に抵触するわけではないう意味では考えられる範囲には入つておるという意味でございまして、それが日本としては非常に違和感があつて、とても思ひつくなこととあるところにある主義ではないというふうなことはまた別の、形式的なことを述べたものだと思つております。

○稲葉(誠)委員　これは一番最初に出てくるものですか。純粋な形式的法律論としてはこういう書き方が一番最初に出てくるのも、順序から言えばあるいは正しいかも知れませうけれども、いきなりこういうものが出てくるものだから、何だか変だなという感じを受けたのです。

そこで、私が疑問に思ひますことは、父母両系主義を今度採用する、そうすると、例えばドイツの基本法の場合に、父系主義をとつていたわけでしょう。その父系主義が憲法違反だといふふうなことで、ドイツの基本法なり国籍法といふものは変わつてくるわけですね。まずそういうことは事実かどうかといふことが第一ですね。

それから、ではドイツがそういうふうになつてゐるのに日本ではどうして父系主義に対して憲法違反といふことの論議がそれほど具体化しなかつたのだろうか、こういうことですね、私の疑問は。そこら辺はどういうふうになつてゐるのでしょうか。

○批田政府委員　西ドイツにおきましては、ただいまお話がございましたように、基本法に反する、あるいは憲法裁判所でそういう判断がなされて、それを受けて法改正がなされたわけですが、日本におきましては、二十五年の制定当時、国会でもその点についての議論は若干あつたようにございませうけれども、その後、学界におきましても一般におきまして、余り憲法議論といふものがなされないうままであつて、昭和五十年代に入りまして若干そういうことを命する判決が出て、その一番の判決が出るころから、学界の方でも関心を持ち出して、議論がされるようになったといふことでございませうが、主に、私もその考えをすれば、先ほど申しましたように、国籍を付与する場合の基準としてただだけであつて、男女を差別するといふものではないという意識がやはり一般にあつたのではなからうかという気がいたします。それと同時に、そういうことが具体化して問題になるような国際結婚の傾向がなかつたので、余り具体的な問題として意識されなかつたといふことも一つの理由かと思ひます。

それと同時に、従来、どちらかといひますと、一つの生活実態としては父、夫を中心とする生活実態がある。したがって、父親の方の国籍といひますか、そういうふうな団体の方に属しやすいといふ傾向があつたのが最近そうではなくなつてき

て、母親とのつながりで日本国内で生活をするとかいふようなことがいろいろ出てきたりして、そこで最近になつて問題意識が出てきたというのが違つてゐるのではないかと気がいたします。

○稲葉(誠)委員　今のドイツの憲法違反の判例、それからそれがドイツの場合に改正された経過、これは何もそこでゼミナールをやるわけじゃありませんからあれかも知れませうけれども、それが関連してくるのです。どこに関連するかといふことはおわかりだと思ひますが、だから、私はお聞きするわけです。ちよつとその経過——ドイツの基本法三項二号ですか、それと百十七条、それとの関連、それと一九六三年の改正の問題、それから一九七四年の連邦憲法裁判所の判決の問題、こゝら辺のところを御説明をお願いしたい、こういうふうな考えです。

○批田政府委員　西ドイツでは一九七五年一月一日施行の改正法が施行されたわけですが、けれども、この経過措置で一九五三年四月一日以降の出生者を対象として西ドイツ国籍を認めるという措置がとられたわけではございませう。この一九五三年四月一日というのは、西ドイツ基本法の両性平等の規定が効力を生ずる日でございます。したがって、その憲法といひますか基本法の規定に合わせて適及したという感じがそこでは出てくるわけでございませう。

また、西ドイツの憲法裁判所の一九七四年五月二十一日の判決では基本法違反を明らかにしておりますので、従前の父系主義を基本法違反と判断したことを前提とする経過措置であるといふふうな考えられるわけではございませうが、しかしながら西ドイツの改正法の理由書によりますと、未成年者が国籍取得の表明をする権利、取得の権利を制限することは本質的に合法的なものである。ドイツ基本法はドイツ国籍を申請する可能性を十六歳以上の者に与えておまして、ドイツ人を母に持つ成年に達した者はこの間に帰化済みであるとして、基本法違反であるかどうかの関係については理由書では全く言及をしていないといふことでございませう。

さいます。したがって、成人の關係で遡及をしたのか基本法との關係で遡及することにしたのかということは理由書の限りでは明らかではないのでございませう。

ただ、結果的には基本法の効力が生じた日までさかのぼってドイツ人を母親とする子供についての国籍取得権を与えたことになることは間違いないわけでございますが、どういう考え方でその目にしたかということとは理由書の上では明記されておらないというところでございます。

○**稲葉(誠)委員** 私、疑問に思いますことは、ドイツの場合、結局一九五三年四月一日ですか、憲法施行のときにさかのぼるわけですね。これは今、お話がありましたように、三条一項二号ですか、あそことこでは男女平等の規定があつて、それが百十七条で施行の日が違ふわけですね。これも私よくわからないのですけれども、なぜ施行の日が三月三十一日までは効力を及ぼさないとか百十七条で書いてあるわけでしょう。どういふわけであらう書き方しておるのか。大学のゼミナールみたいになつて恐縮ですけども、どういふ理由によつてそういうふうになつたのでしょうか。

○批田政府委員 私ども、関係はどうもよくわからないのでございますけれども、法律整備のいろいろな手続とか順番とかそういうことでじやないかと想像しておりますが、はつきりしたことは残念ながらわかりません。

○**租業(賦)委員** 私の疑問は二つあるのですよ。
一つは、日本とドイツを比べるとときに、国民性も違つし、いろいろ伝統も違ふ。憲法裁判のやり方も違ひますね。そこはわかりますが、ドイツでは憲法施行のときにさかのぼつてゐるわけですよ。それならば日本の国憲法も憲法施行のときにさかのぼつたらいいのではないかと、私はこういうふうにかへるわけです。それを佐藤功さんは恐らく言つておられるのじやないかと思うのです、個人の先生の名前を出しては恐縮ですけども。そ

ういうふうには考えるのですけれども、それが一点です。

それから、今この二つの事件、昭和五十二年行
う三百六十号と五十三年行う百七十五号、これは
一番は五十六年三月三十日の判決ですけれども、
これが上告されているわけですね。これでもし父
衆主義が憲法違反だという判決が出たときに一体
どうするのですか。それは最高裁の裁判に法務省
が関与したり国会が関与すべきじゃありませんか
ら、こういう質問は仮定の質問としても適當でな
いということはおもわかつているのですけれど、こ
も、ちよつと気になるのです。なつたとき一体ど
うなるんだらう。この法案でいいんだらうか、こ
の法案をまた直さなければいけないんじゃない
か、こういう気がするのです。

問題は二つですね。ドイツの関係と、それから今の関係が出たときにこの法案は一体どういう運命をたどるんだろうか、こういうことですね。そこら辺はどうでしょう。これはもちろん最高裁の裁判に影響を与えないような形でしゃべっていただきたいのですが。

○枇杷田政府委員 経過措置でいつまでさかのぼるかということについては、法制審議会でもいろいろ議論のあったところでございます。これは公表されておりますので申し上げていいかと思えますけれども、弁護士会の方から、さかのぼってはどうかというふうな形で御意見が実は出されまして、それを中心に最終的には議論があったわけでございますけれども、法制審議会の国轄

法部会でも總會でも、憲法の問題で考える必要はない、憲法のときまでさかのぼる必要はないということで、弁護士会關係以外の方はそういう御意見でございました。その中には、ただいまおっしゃった委員の方も御出席になっておられます。それで、私どもといたしますと、これは憲法に違反するものではないという考え方でございますので、国籍法の考え方でどこまでさかのぼって認めるのが適當かという問題としてとらえたわけでございます。その際に、先ほども森委員の御質問

に對してお答えしたとおり、未成年者であるといふことで、二十年を基準にとるといふことが適當であらうといふふうに考えたわけでございます。
なお、これは余談でございますけれども、憲法違反だといふふうに考えて憲法の時点までさかののべるべきか否かといふことの判断につきましては、過般、九十三国会に土井たか子議員はかの方が御提案になりました法案の経過措置も参考にさせていただきます。

それから、最高裁でもし憲法違反であるという判決が出たらどうかというところでございますけれども、もし、そういう場合に中身がどうかでございまして、二審の判決で触れていたかと思えますけれども、現在は父系血統主義をとっているわけでございますので、そこに、今度の改正案と同じように、父または母というふうに読み込んで、そして日本国籍を与えるというふうに読むべきである、そういうようなものがあるんだという形で判断がなされれば、それはそれでいいと思いますこと

仮に欠けていることが問題であるという形で御指摘になるのですと、これはまた扱いが違ふことにならうかと思ひますけれども、そういうことがかわかりませんけれども、もし仮に違意であると見られる場合には、その中身によりましてまた判断するほかはないと思ひます。いずれにしても、私どもとしては、現在の経過措置でどんな判決が出てても混乱が生ずることはないというふうに思っております。

○**相模** 選 委員　そのままの形にすると、ドイツの場合にはこうなるわけでしょう、一九五三年だかから三十年とか三十歳かな。やっぱり二十ですか、同じになるわけですか、ちよつと僕の勘違いかも知れませんが、いけません。じゃあ今の点はまた後で研究させていただきます。

一番の判決を見ると、これは一番の判決ですか、確定したわけじゃありませんけれども、結局国籍法二条一号ないし三号の規定は、出生による日本国籍の取得につき父母のいずれが日本人で

あるかによって差別を設けるのであるが、こう言っているのですね。差別を設けるものであるけれども、こうこうこういう理由、例えば簡易帰化の問題であるとかなんとかというところで憲法違反ではないかということを書いておいて、そうすると、これはあなたの方としても、国籍法二条一号ないし三号の規定は、出生による日本国籍の取得につき父母のいずれが日本人であるかによって差別を設けるものであるというふうには考えない、いやそういうふうには考えない、こういうことです。

○樞相田政府委員 私どもとしては、差別として考えるという立場はとっておりません。ただ、そのような考え方が一審裁判所でもあった、またそういう考え方を支持するような学説もかなりあるというふうなことは、改正の場合に考慮に入れるべきであるということは考えております。それがあの中間試案のときの前文に出ている気持ちだろうと思います。

○稲葉（蔵）委員 中間試案の前文に出ている。じゃあそれが条文の中にどういうふうに出てきたわけですか。別に中間試案の前文にそういうふうな書いたとしても、憲法のある云々と書いてあったとしても、条文そのものとしては前と同じことなんじゃないですか。

○枇杷田政府委員　それは、現行の父系血統主義を父母両系主義に改めるということが正しい—正しいというか、そう改正すべきだ—という考えの根拠にそういうことがあるということでございます。

○**福葉(説)委員** どうも憲法との関係が必ずしも明白ではないわけですね。明白でないという理由は、前から質問しておりますように、あなたの方としてはやはり法的安定性を保ちたいという考え方が非常に強いのではないかと私は思うのです。それが一つと、それから、経過規定で憲法施行時までのまじかばりということになると、法案を提案しなければなりませんから、そういう考えがあつてそういうことを言っておられるのではない

か、こういうふうにご考慮しておるのですか……。

そこで、具体的ないろいろな問題がたくさんあるわけですから、それらの問題に入らせていただきますと思うのです。また、今質問したことでの答えなどが不十分であり、あるいは私の質問自身が多分であるというふうなことにつきまわしては、また別な機会がありますから、そこで質問させていだきたい、こういうふうにご考慮しております。

まず、無国籍の問題について一応お聞きしたいと思うのですが、現在無国籍の人というのは日本にどのくらいいるわけですか。この前、一番多いときに五千人くらいいたということになっていたので、今でも二千何百人おるといふふうになっておるのですが、その具体的な数字と、その内訳といふのがどういふふうに見たらよろしいのでしょうか。

○批田田政府委員 今日本国内に、昨年の九月末日現在で千九百四十七名の無国籍者がいる、これは法務省の入国管理局の外人登録をもとにした調べでございますが、そういう数字になっております。

この内訳がどのようになっているかということにはつきりつかまえておりませんが、非常に無国籍者がふえたのが、実は日中の国交正常化の際に、在日の中国人の方が自分の意思によりまして中国籍を離脱されて無国籍になったというところで、外人登録上の届け出をされてそのようになった方が多いというふうになっております。もちろんそのほかに、沖縄で問題になっておりますような形で、国籍法の抵触の問題から、国籍を持つておられない方もかなりおられるかと思えますが、その実態は残念ながら私どもの方ではつかんでおられないのでございます。

○稲葉(誠)委員 きょうは憲法との関係ですつと聞いていますけれども、そうすると、今の無国籍の方の問題は、この国籍法の改正案が通ったということによって解決できるのですか、でき

ないのですか。できる部分とできない部分とあるということなんですか。それはどういふことなんですか。

○批田田政府委員 その無国籍の方の中に、母親が日本人であるのに、現在父系主義をとっておられるために、今その子供さんが無国籍になっておられるという方は、二十歳未満である限りは御本人の意思で解消することができま。それからまた、将来はそういう形で無国籍児が出てくるということは防げるわけでございますけれども、自分の意思で自分の国の国籍を失われたような方につきましては、今度の国籍法の改正によっても対処できないわけでございますが、ただ、帰化が従来よりは少し緩やかになるといふ面がございます。生計要件の緩和等がございますので、そういう面で、帰化の申請によって解消するということは現行法よりは少し広がる可能性があるかと思えます。現に、先ほどおっしゃいました五千人とか六千人とか言われていた無国籍の方が現在二千人を切っておりますのは、そういう方々の大部分が帰化によって日本国籍を取得しておられるという結果だろうと思えますので、そういう面が少し促進されるかもしれないという気はしております。

○稲葉(誠)委員 何かこの法案が通るとまるで無国籍の問題がすべて解決するような、という説明はしてないのではありませんか、そういうふうに一応おっしゃっている人もいるのじゃないか、こう思うのですから私は今お聞きしたわけですね。それから、国籍法の改正につきましてもは基本的な問題がまだたくさんあるわけですね。その問題については午後、本会議が終わってからもまたお聞きいたしますけれども、同時に、六日に参考人の方がおいでになりますから、その参考人の方の御意見を十分お聞きしたいまして、それからまた質問をさせていただきたいと考えておるわけでございます。

きょうの午前中の質問はこれで終わります。○宮崎委員長 今の際、暫時休憩いたします。午前十一時四十分休憩

午後二時二十六分開議
○宮崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 午前中に引き続きますが、無国籍児に関する問題点というところで一つよくわからない点があるものですから教えていただきたいのですが、それはさき引用いたしました「自由と正義」五十六年の十月号ですか、「国籍法の現代的課題」の中で、当時の五課長が書いておられるものの中にありますが、三十三ページの中段です。最後のところですが、「我が国でも、国内出生の無国籍児すべてに出生時に日本国籍を付与することは問題であるが、更に、父母がともに国籍を有しない場合の出生児に日本国籍を付与する」との規定も、国籍の実務上は、帰化申請を予定して外国国籍を離脱した親の子について適用されるが、無国籍でないのに国籍証明が不十分のために外国人登録の取扱上無国籍となっている親の子について適用される(これは誤りである)。例が殆どであり、規定の当否についても問題がある。」というふうに言われているのです。

ここがよくわからないのです。これは誤りであるというところを中心として御説明願いたい、こう思うのですが。

○批田田政府委員 これは外国人登録の上で無国籍というふうには書かれておりますけれども、実体的にはどうかの国籍があるというふうには判断されようという意味で間違いないというふうな書き方であろうと思えます。

○稲葉(誠)委員 外国人登録の場合は日本人でない者は外国人なわけでしょう。外国人の中に無国籍も含まれるわけでしょう。そうすると、別にこれは誤りじゃないやないですか。よくわからないのですが……。

○批田田政府委員 日本国籍を有しないという意味では外国人でございますが、したがって外国人

登録をすること自体は間違いないわけでございますが、その外国人登録をする場合に国籍を置くということになっております。そういう意味で、外国の国籍を具体的に持っているとは判断されるのだけれども、ただ、それが当該国の国籍証明が出ないとかいような関係で事実上無国籍という扱いになっておる。したがって、外国人登録の上では無国籍という表示がされておるけれども、実体的にはアメリカならアメリカの国籍を持ていという意味ではそれがそこしておるのではないかとという意味で書かれておるものと承知しております。

○稲葉(誠)委員 外国人登録の問題はきょうの問題じゃありません、もちろん関連はいたしますけれども。ちょっとこのところよくわからないのです。別の機会にお尋ねすることにいたしますが……。

実はこの法案が通ったときに、父母両系主義をとりますが、一具体的にどういふ問題が——問題という用語がいろいろあるわけですが、どういふ案件がまず考えられるかということですね。これはこの前の国籍法のときには近隣諸国との関係というのを盛んに言っておるわけですね。それで近隣諸国との関係で、父系主義をとっている近隣諸国が、日本も父系主義をとればそこで二重国籍が生まれないということに非常に重視しておるわけですね。それと、今度はこれが通って父母両系主義になると、まず近隣諸国との関係でどういふ点が問題になってくるわけですか。

○批田田政府委員 まず中国との関係では、中国は父母両系主義を採用いたしました。したがって、日本人と中国人との間で婚姻をしてその間に子供が生まれますと、そこでは二重国籍の問題が出てまいります。それから韓国の場合には、現在のところ父系主義のままでございまして、したがって韓国の男性と日本人の女性とが結婚して子供が生まれた場合には、新法が適用になりますと二重国籍という問題が生じますけれども、日本人の男性と韓国人の女性とが結婚して生

また場合には、現在と同じように日本国籍のま
まということになるわけですが、韓国も
婦人差別撤廃条約に署名をいたしております
で、近頃またそういう関係での改正があるかもし
れない。そうならば、そしてし父母両系主義を
採用することになれば、近隣諸国との関係では一
番接点の多いところでは血統による二重国籍の問
題が生ずるということになってどうかと思いま
す。

○稲葉(誠)委員 午前中の森委員の質問だったと
思いますが、重国籍が今大体二千人ぐらいいる
今度は、これが施行になると一万人ぐらいいえ
るという話がありましたね。そうすると、その一
万人ぐらいいえるという話の、細かいあれは
別として、ある程度の具体的内容というものはど
ういうふうになるわけですか。特に近隣諸国との関
係ではどういうふうになるのですか。

○批田田政府委員 現行法のもとにおきまして
は、重国籍が生ずるのは生地主義との関係で生ず
るのが主たる理由でありますけれども、それが年
間約二千人出ております。これから父母両系主義
ということになりますと、国際結婚で一番多いの
が韓国系、それから中国系の方との婚姻関係で
ございまして、その婚姻関係の数が年間に大体八千組
ぐらいいります。その中で、先ほど申し上げまし
たように、韓国は目下のところ父系主義をとって
おりますので、韓国人の女性と日本人の男性とが
結婚した場合には重国籍の問題は生じないだろ
う。したがってそういう件数を差し引きまして、
そして、現在のところ一組の夫婦で大体一・七四
人の子供が生まれておるといふところから推計を
して計算いたしますと、父母両系との関係で国際結
婚から生ずる二重国籍は大体一万人ぐらいいであ
ろう、これも極めて大まかな計算でございまして、
今後重国籍者になるであろうという計算をいたし
ておるわけではございません。

○稲葉(誠)委員 そこで、こういう問題があるわ
けですね。(中国人父、日本国民母の子は、現行法

の下では中国籍として処遇されるが、我が国が父
母両系主義に改める場合には、日本国内で出生し
たその子は、中国籍を所持できなくなるのであり、
それがその子にとって、あるいは両親にとって望
ましい結果であるかどうかについては、反対の見
解もある。このような事態は、イラクその他と
の関係でも生じる。こういうふうな当時の五課
長は書いておられるのですが、イラクの問題は別
として、この前の問題は具体的にはどういうこと
なのでしょか。

○批田田政府委員 中国では父母両系主義を採用
いたしたけれども、国外での出生児につきま
しては、重国籍を生じて、そしてその国外に定住
するといふ場合には中国籍は取得しないといふ
うな形であれば重国籍の解消策と申ししまし
ょうか、そういう立法をしておりますので、日本で生
まれますと、中国から見ますと国外でございま
すので、そして日本で定住をしておるといふ関係に
なりますと、中国の国籍法の条文上は中国の国籍
を失うことになるのではなからうかといふふう
に思っています。中国の確立した解釈といふものはまだ
承知しておりませんが、条文の上からはそ
ういふふうなことになるのではなからうかとい
うふうに考えておるところでございまして。

○稲葉(誠)委員 韓国人の父親と正式な婚姻関係
を持たない日本人の妻との場合で子供が生まれ
た。認知しますと、それは韓国籍を得ることに
なっているのです。今の韓国の国籍法ですか。
日本の旧国籍法もそういうふうになっておったよ
うですね。認知で、しかし、認知というのは、ただ
親が自分の子供であるといふことを認めることで
あって、国籍とは本来関係ないものじゃないで
すか。だから、日本はそれをやめましたよね。
そういうことから言つと、今言つたような韓国、
よその国のことではありますけれども、近隣諸国
のそういう法律がそのまま残っている状態は非常
に混乱を増してくるようになるのではないで
すか。これはどういふふうになるのですか。

○批田田政府委員 御指摘のように、韓国の場合

には、日本人の女性と韓国人の男性とが婚姻しな
いで、婚姻外で子供ができる、そうしますと、日本
の国籍法によつて日本の国籍がその子供に与えら
れることとなります。それで、その後に父親が認
知をいたしますと、韓国の国籍法によつて韓国の
国籍が与えられますが、出生後六カ月以内に日本
の国籍を離脱しなければ韓国の国籍を喪失する
といふことになっております。確かに身分行為に
よつて国籍の取得をさせるかさせないかといふこ
とは、これは各国の立法によるわけではございま
すけれども、日本の考え方からいいますと、そ
ういふ身分行為で国籍がついたりつかなくなつたり
するといふのは現行の国籍法ができて以来なじま
ない考え方ではございまして、ちよつと奇異な感
じがしないわけではございませんが、世界でも身
分行為によつて国籍を付与するといふ例もないわ
けではございません。

○稲葉(誠)委員 身分行為によつて国籍を付与す
る例は二、三あります。相当な国といふところか
いのですが、そういう国でもそういうふうなや
つておるところなんかあるように聞いておるの
が、それはそれとして、そこで問題となるので
ありますことは、まず重国籍を得た場合に、一体そ
ういふ人たちにどうメリットがどういふふうになる
かといふことから先に御説明を願いたい、こう思
うわけですね。アメリカの方はまた後でお聞きし
ますけれども、まずメリットの方を先にお聞かせ
願いたい、こう思います。

○批田田政府委員 ちよつとその前に、先ほどの
答弁で間違ひがございましたので訂正させていた
だきますが、出生後六カ月以内に日本の国籍を離
脱しなければと申し上げましたけれども、認知後
六カ月の間違ひでございしたので、訂正させて
いただきます。
次に、ただいまの御質問でございしますけれども、
二重国籍を持つていればどのような利益があるか
といふこと、これはちよつとよくわからない点が
ございまして、まず国籍を持つておるといふこと
の最大のメリットと申しますか、それは国籍を有

している国に居住したりあるいは入国したりする
といふことが常に保障されておるといふ関係があ
らうかと思ひます。そういう意味でどちらの国に
も行けるということが一応のメリットかと思ひま
す。

それから、外交保護権の面から申しますと、こ
れは裏腹の問題になりますけれども、一応二つの
国の外交保護権の保護を受ける形になっておる。
これがまた逆に不利益になるという場合もあら
うかと思ひますけれども、そういうことが主たる
ことであらうと思ひます。

あと、税金その他の関係につきましてはそれぞ
れ大体所得の生じたところで課税されるというこ
とでございまして、それほど差異はなからうか
と思ひますが、いざというときにどちらの国でも
要するに入国して居住することができるといふこ
とが現実的には一番大きなメリットではないかと
考えております。

○稲葉(誠)委員 今の問題の中で、アメリカの
問題は後で聞かすけれども、そうするとその
メリットといふのは子供のころはずつとメリッ
トが続くわけですか。アメリカといふのは子供
の状態のときにはないわけですか。——ちよつと
質問の意味がわからないかな。それじゃ先にアメ
リカも説明していただきましょうか。その方が
わかりいいでしょう。

○批田田政府委員 アメリカのメリットの関係につ
きましては、抽象的なことになるとも思ひますけれ
ども、要するに一人の人間に対する対人主権を複数
の国が持つといふことからいろいろ問題が生ず
るだらう。それからまた逆に主権在民という観点
から二つの国の主権者として行使するといふこと
自身が矛盾を生ずるのではなからうかといふ抽象
的な問題がございまして、そのほか具体的な問題
といたしまして、我が国では兵役の義務というも
のはありませんけれども、我が国の国籍を有する
者が同時に他国籍を持つておつて、その他国の関
係で兵役に服するといふことは、日本のあり方の
問題としては少し問題が生ずるのではなからうか

それから、外交保護權の問題といたしまして、先ほどメリットの面もあるかもしれないと申し上げましたけれども、ある国で何か問題が起きたときに、二つの国の關係で、要するにその外交保護權を行使しようとする交渉の相手国がその当該本人の國籍を有するということになりまして、自國民という扱いになりますので、日本の方に実質的な國籍があるという場合でも外交保護權の行使が十分にできないという結果が生ずることもあるかもしれませんし、それから犯罪人の引き渡しの關係につきましても、一つの國籍のある国については自國民という扱いでまた外交上の問題が生ずるということもあるかと思ひます。そういうふうな面でいろいろのデメリットがあるだろうというふうに考えております。

○稲葉 勲委員　そうすると、お話を聞いていますと、子供のころ、幾つまでが子供と言うかは別として、子供のころ別に弊害というか、そういうふうなものはないんじゃないですか。

○枇杷田政府委員 未成年の場合には大体親に扶養されて親と一緒に生活をするということでございますので、子供が独自にということとはございません。また兵役の義務ということもないわけでございますし、またいろいろな犯罪とか、そういうものということもつきましても余りその対象にならないということもございますので、子供の時分には主に親との関係で一緒にいると言っている限りにおいては問題になることは少なからうと思ひます。そういう意味で、各国の立法例でいろいろな場合に未成年者については、まだ何といひますが二重国籍の状態が具体的に弊害を生みにくいというところで、許容できるならば、未成年であれば比較的許容しやすいというような態度をとっているように見受けられます。

○稻葉（説）委員 國籍法の抵牾についてのある種の問題に関する条約というのは、いわゆるヘーグの条約ですね。これはどういう条約であつて、日本としては署名はしているけれども批准はしてない

○枇把田政府委員　ハーゲ条約は、一口で申しま
すと國籍唯一の原則をうたいまして、積極的な國
籍の抵触すなわち重國籍の解消、それから消極的
な抵触、無國籍の解消というのをねらった条約で
ございます。これについて日本は署名をいたして
おりますけれども、何分にも一九三〇年というか
なり前の時代のことでございますし、またその後
のいろいろな各國の國籍法についての立法などの
動きもかなりその當時とは違った要素がござい
ます。したがいまして、ちよつと言葉は乱暴かもし
れませんが、ちよつと古くなつておるとい
う關係でございますので、現時点では批准する
ということはできないのではないかと思います。が、
そこにくわつたれております國籍唯一の原則とい
うのはなお尊重すべき内容があるだらう、何か國
籍法について考える場合には一つの大きな參考資
料といえますか、考え方としては參考にすべきもの
であらうというふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 国籍唯一の原則といふ

に存在しているし、それはそれなりの大きな理由があることは言うまでもないわけですねけれども、近來非常に國際結婚が進んできて、殊にヨーロッパの中ではそれが進んでいるわけですね。そうすると、そういうところでは重国籍が非常にふえて、それに伴って特段の弊害というのは生まれてないのではないですか。日本とは民族、国家の形成の過程から何らか全部違うから、殊にECの場合、一つのサークルというのか、そういうような関係があるからかわかりませんが、そういうのは非常にふえているわけですね。

それで、何かそこでは重国籍の減少及び重国籍者の兵役義務に関する協定というのが結ばれておるわけですね。これはどの程度の国が参加してどういう内容を持って、どういう拘束力というふうなものがあるのですか。

○枇杷田政府委員 ヨーロッパにおきましてはやはり国籍唯一の原則というものは大事な原則だというふうに考えておるようでございまして、ヨー

ロツパ理事会においても閣僚評議会でその原則をうたう決議をいたしております。ただ、現実問題といったしますと、なかなかそれを貫くということがほかの面で無理だろうということで、必ずしも徹底した制度はとっておらないようにございまして、一つには、ヨーロッパの内部におきましてはただいま御指摘の重国籍の減少及び重国籍者の兵役義務に関する協定というのがございまして、それによつて少なくとも兵役の關係については常住している国の兵役というものを優先させるというふうな内容にしております、個別の問題を各ヨーロッパの内部において解消するということによつて重国籍の弊害を除去しようという考え方があろうかと思ひます。

この重国籍の減少及び重国籍者の兵役義務に關する協定については、一九八一年の十二月現在の批准國としては十カ國が批准をいたしておりまして、オーストリア、デンマーク、フランス、西ドイツ、アイルランド、イタリヤ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、イギリスでございますが、この協定に基づいて兵役の關係についてお互いに調整をしてタブつた兵役の義務は課さないというようなことになっておるわけでございまして、ただ、現在ヨーロッパ内部においていわざういうことが問題になるような強度な國際緊張がないということで、二重国籍の問題が非常に大きな緊迫した問題として生じておるという状況になんではなからうかというふうに思っております。

○福葉(読)委員 今のお話を聞いていたときに、未成年者の場合には重国籍であっても特段問題が起きないように思うのですよね。そうなってくるのに、子供が小さいときに親が子供の意思を無視してというか、子供の意思にかわりなくということばですが、その国籍を選択してしまおうということは、これは選択権というのは子供にあるんだから、仮に十五歳以下の場合はどうなるんですか。その場合でも親が法定代理人で選択できるのですか。それは本来、子の選択権なんだから、後でそれが子

供の意思と違つてきたときにはまた直せばいいじゃないか、直す方法は慣化によるのか何かかそういう格好でやるとするならば、子供供の意思というものをも尊重すれば、ある年齢段階までは重國籍をそのまま容認するというようなことも考えられてくるのじゃないですか。そこはどうなのでしょう。か。実際にそういうふうな形をとっている国もあ

るのですか。

○枇杷田政府委員　確かに未成年の間は重国籍の弊害というのは具体的には生じにくいという形でございますので、したがって、今度の改正法案の中の選択の義務も、成人に達してから二年の間に選択をしてくださという事で、成人に達して十分判断能力ができてから、しかも熟慮期間を二年与えるという考え方をとっております。しかし、また一方、成年に達してからでなければ選択の宣言ができないというわけでもないわけでございます。まして、もし十五歳未満である場合には、法定代理人がかわつてするのだという規定も設けてあるわけでございます。これは、最終的には本人だけの意思に決めてしまえばいいではないかという事も一つの考え方であらうかと思ひますけれども、全く形骸化されたような国籍につきましても、早く整理をした方がいいという面もございす。それから、各国の立法例によりますと、十八歳をもつて成年とするというところもございす。

したが、親が、両親がもうこちらの方
の国籍は当然要らないんだ、形骸化しているもの
だ」という判断で、むしろ単国籍にした方がいいと
いう判断をすれば、それでもって単国籍にすると
いうこともあながちとめる必要もないであろう。
しかし、親の方が本人の意思に任せて判断させよ
うと思えば、法律的には二十二歳までの間にすれ
ばいいわけでございますので、その辺は余り画一
的にしないという考え方で案をつくっておるわけ
でございます。

外国の例といたしますと、ただいま御指摘のよ
うに、本人が二十二歳に達してから決めるという

ような例もあるようです。

○補業(誠)委員　この重国籍のあれができてから一番大きな問題になるのは、率直に言うと、さつぱりお話が出た韓国との問題が一番大きな問題になるだろう。しかも、それは兵役義務の問題だと思ふのですね、日本の憲法ではそれはできないわけですから。そうなってきたときに、日本にいる重国籍を持つてゐる人、一方において韓国人、一方において日本人、その者に対して韓国の兵役法というものが適用されない、現在の段階で適用されないという保証は一体あるのですか、ないのですか。どうなっているのですか。

○**枇杷田政府委員** 韓国におきましては、在日の韓国人については兵役義務はかけないという態度を示しております。別にそれは法的に決まつておるというものでございませんが、そういう態度を示しておる。現実問題として、徴兵行為を他國で行うということはこれまた一つの問題を生ずる点でございしますので、そういうことはしないということ で現在まで来ているように聞いております。

○**稲葉(誠)委員** 他國で行うことはできないというののすけれども、領事条約の場合ではできるものがあるのではないかと思います。それは別として、あれじゃないですか、日本にいたところで、それは、韓国に來いと言つて、そこで兵役に服せよということとは現行の韓國の兵役法でもできるのではないですか。

○枇根田政府委員　在日の韓国人で日本に永住している者については、これは韓国の兵役法で兵役義務がないということが明示されておるようでございます。永住してない日本におる方については、帰國を命じてそこで徴兵するということはあり得るわけでございます。

○稲葉(誠)委員　その永住という意味は、どういう範圍の永住を指しておるのですか。

○枇杷田政府委員　これは外国の法律の解釈でございますので、ちよつと私責任を持ってお答えできませんけれども、条文に永住という言葉を使っておりますので、これは典型的なものは生れずつ

ということが一番長いことだと思いますが、要するに、今までもかなり長期間住居を持ち、将来もずっと日本なら日本に住居を持つという意思があるという状態を一般的には永住と言うのではないかと思います。

○**相澤(中)委員** 私の言う意味は、日韓条約との関係の中でその永住というのをどういうふうにとらえておるのかと聞いておるわけです。一般的な永住ということをやっているわけじゃないのです。日韓条約との関係はないのですか、その永住という意味は、どうなんでしょうか。

業を使つておる面では、一般的な永住というものの解釈の問題にならうかと思ひます。日本と韓国との間の永住という意味は、要するに、期限をつけないですつと日本に住居を持つという意味で使われているのだと思ひます。

○稲葉（委員長）使われているのだと思います
じやなくて、これは後でいうか、何かの折にえ
らい問題が起きる可能性がありますわねだから、
韓国との間にこの問題に関連をする協定なら協
定でびしっとしておかないと、大変な問題にな
ってくる可能性があるのじやないですか。そこが第
一ですね。

それから、韓国の場合は、重国籍であると国籍の離脱を認めないのじやないですか。どういふうになっているのですか。

○枇杷田政府委員 韓国の国籍法によりますと、二重国籍者については離脱を認めております。

○**稻葉(駐)委員** 今の永住というのは韓国の兵役法にある。それから日本の場合に、何か永住ということについて韓国との間に話し合いがあるようなないような、具体的にどういうことでどういうコンクリートなものがあるのかないのか、どうもよくわからないのですが、そういう点がはっきりしてない段階でやると、後で大きな問題を起こしてくる可能性があるのじゃないですか。ですから、韓国だけじゃないかもわかりませんが、けれども、しっかりした協定をその場合の問題について結ぶ

必要があるのではないかと思うので、その点についてはどうでしょうかと聞いているわけです。

たゞ、日本の憲法では兵衛義隆というものは認めてないわけですから、協定を結ぶといつても、
 どういう形にするのかいろいろ難しい問題は確かに私もあると思うのです。それはわかりますけれども、このままいくと、今七十万と言われておる在日朝鮮人というか、その人たちに対する影響がこの法案によつてどういふふうに出てくるかというところが一番大きな問題で、現行法が昭和二十五年にできるときから近隣諸国との關係が言われているわけですから、今後ともそういう問題についてもう少しびしっとしたものをしたいかないと……私は非常に難しいと思いますよ。技術的にも法律的にも非常に難しい点はあるかと思うのですけれども、そこをどういふふうにしていくかということが問題になってくるのではなからうか、こゝういふふうに思うのです。

私も法案の中で別にこの問題だけに時間をかけて質問をさせていただきたいと考えておりますので、あなたの方でもそれらの人々に及ぼす影響についての対策なり何なりを十分考えていただきたい、こういうふうに思う次第です。

○宮崎委員長 中村巖君。

○中村(農)委員 私は、最初に基本的なことに
いてお伺いをしたいと思うわけでございます。

法務委員会調査室からいただいた資料の中にも、この国籍の決定方法について出生地主義國あるいは血統主義國、こゝいう二つの大きな方法があるということ、それぞれ立法例というか、それぞれの國のとする主義、どういふ國がこゝいう主義をとつておるのかということが書いてあるようでありませうけれども、一つは、出生地主義及び血統主義以外の国籍の決定方法というものがあるのかどうかということ。

それから、日本の今度の国籍法も、從來もそうでありましたけれども、血統主義によつておるわけでございませうけれども、血統主義によるべきであつて出生地主義によるべきではないというゆゑんに

ついて御説明をいただきたいと思います。

決定の根拠となしとしますと、大きく分けるのと生地
C柑橙林政府委員 世界のとなっており、ます國籍の
主義と血統主義ということになり、ます。そして、
若干その關係を取りまぜてゐるというところもある
わけでございしますが、それ以外のものというのの
は私どもは承知しておりません。

ただ、血統主義という中に、身分行為、婚姻であるとか、あるいは養子縁組であるとかいうことによつて国籍を付与する、あるいは喪失するというふうな法制をとつておるところもある。これは嚴密な意味の血統主義ではないかもしれませんが、そういう修正が加えられているところも二さいあります。

我が國が生地主義をとつておりませんのは——大体、生地主義をとつておる國というのは移民受け入れ國に多く見られるところでございまして、世界各國の國籍を持つてゐる方が集まつてそこで新しい國をつくつていくというところは、当然生地主義をとらなないと國が維持できないということになりますので、生地主義をとることになるわけでございます。古くからの國は大体血統主義をとつております。我が國もよく單一民族國家と言われておりますように、日本民族イコール日本人、それがイコール日本國民という觀念が強いところでございます。したがしまして、伝統的といひますか、それからまた國民感情から申ししましても、生地主義をとるというのには向かないのではないかと。従来から血統主義をとつておるところでございします。

また、日本の場合には、生地主義をとるといふことになりまゝです。これは二重国籍の問題がにわかにはふるやうなこともございますが、現在のところ、日本の国籍法について生地主義をとれといふ意見はどこにもないという状況でございます。

○中村(農委員) 他国のことで恐縮でございますけれども、今世界の趨勢としては、局長のおっしゃる生地主義というようなものが減少をしつつ

あるのか、あるいは生地主義というものがふえつつあるのか、その辺はいかでございませうか。
○批田政府委員 大体、生地主義の国は生地主義のまま、血統主義の国は血統主義のままというございませうが、そのどちらかに純粋にということとはできませんが、ございませうので、したがって、ある部分についてはお互いの主義を補完的に取り入れるということもございませう。イギリスなどは、元来は生地主義の強い国でございませうけれども、最近はその血統主義をかなり加味するというような改正をいたしております。

○中村(憲)委員 次に、外国人の男性と婚姻をした日本人の女性が日本の国籍を持っていた、こういうことになるわけでありませうけれども、外国人の男性と婚姻をしたために、外国人の男性の国の国籍法によって日本国籍を捨てなければならぬ、こういうようなことというのはあるのでしょうか。

○批田政府委員 日本の女性が外国人と婚姻することによりまして夫の方の国籍を当然取得するというふうに決められている国は、韓国とかギリシャとかフランスでございませう。ただ韓国の場合には、婚姻後六ヶ月以内にもその国の国籍を離脱しなければ、韓国の国籍を、一たん取得したものを失ってしまうというような法制にもなっておりますし、またフランスなどについても本人の意思というものが尊重する建前になっております。しかし、いずれにしても、そういう国では一たんは外国の国籍を与えることになりませうが、それに伴って日本の国籍が失われるかどうかという点につきましては、これは日本の国籍法で決めるべき問題でございませう。日本の国籍法では、そのような身分行為によって日本の国籍を喪失するという規定は設けておりませう。したがって、仮に婚姻によって外国の国籍を取得いたしましても、日本の国籍はなくなるまい。したがって、二重の国籍を持つということになるわけではございませう。
○中村(憲)委員 今の場合に、日本の国籍法によりまして相手国に帰化をする、あるいはまた志

望によって相手国の国籍を取得した場合には日本の国籍を失う、こういうことになっているようでありませうけれども、そうなりまして、現実にはどういう形で外国人の男性と結婚をして、あるいは帰化もそうでありませうけれども、日本の国籍を自分の意思に基づいて失う方というのは、数の上では相当多いということになるのでしょうか。

○批田政府委員 先ほどの例のように、日本の女性が外国人と結婚しまして重国籍ということになりますと、離脱ができません。したがって、離脱届によつて日本の国籍を喪失するということがございませう。これは数は余りはつきりいたしませんけれども、年間数百件程度のものだろう——そんなにもないかもしれませう。

ただ、外国の方に帰化をいたしますと、現行の国籍法の規定によりまして、日本の国籍は実体的には喪失することになります。ただ外国に帰化をいたしました場合には、これは本来は戸籍の方に出るべきでございませうけれども、外国でこのようにが建前でございませうけれども、外国でこのとでございませうので、それは我が国の方ではなかなか完全に把握できておられないということで、どの程度の数があるか、これはちよつと数字をつかまえておられないという状況にございませう。

○中村(憲)委員 今度、新しい法律によりまして、二重国籍というものが多く生ずるということでありませうけれども、二重国籍を解消しなければならぬか、それともそのまま放置しておいていいか、ということについてはいろいろ意見があるうかと思つてございませうけれども、これまた外国の傾向、先ほど法務省の方からヨーロッパ理事会のお話がありませうけれども、大体今の世界の傾向としては、二重国籍、国籍の積極的な抵触というものを何らかの方法で解消するという方向にいろいろ考へておられるのか、趨勢としては、重国籍はやむを得ないものとして、重国籍そのものから生ずるところの不都合というか、重国籍のために起こってくる個々の具体的問題を解決することにと

どめる方向にあるのか、その辺はいかでございませう。

○批田政府委員 各国の立法の傾向を見ておりますと、重国籍というものは解消したいということと、その国でも考へておられるとございませう。ただ、それをどの程度実施できるかという問題がございませう。我が国のように戸籍制度がありませうと、それなりに政府の方でその重国籍の状況を把握すること、それなりにも可能でございませうけれども、そういうような制度のない国では重国籍者を把握することはなかなか難しい。したがって、解消の具体的な方策ということになると行き詰まってしまうこともあるようでございませう。しかし、何とか解消の方向には持っていきたい。

そこで、先ほどお話が出ましたヨーロッパ理事会におきましては、選択の制度というものを一つ、ヨーロッパ内部ではどちらか少なくとも一つの国籍にお互いにするようにしようではないかという決議をしておられるわけにございませう。そういう決議を受けて、イタリヤはそういう選択制度というものを採用する立法をいたしておりますが、ほかの国におきましては、先ほど申しましたような事情で、重国籍は解消したいけれども、それを具体的に実施せしめる制度を同時にすること、ということがなかなか困難であるということから、ある程度後退をして、先ほどの重国籍の解消とかあるいは兵役義務の關係とか、そういうふうな協定を結んで、そして個別の問題について重国籍の弊害が具体的な問題にならないような手当てをするというところで処理をするとか、あるいは北歐三國などのように、それぞれの協定で歩調を合わせ三國間では重国籍がなるべく生じないような手当てを講ずるとかというような措置を講じているようでございませう。

○中村(憲)委員 そうすると、法務省の御認識とすれば、日本の場合には幸いにして戸籍制度というものが大変整備されているので、重国籍の解消というものができることになる、それが世界のそういう立法の流れの中に沿っていることになるのか、

だ、こういうことですか。

○批田政府委員 今度の立法の姿勢といたしますと、国籍唯一の原則というものを貫くべきだという立場に立ちまして、そして、これは決めた手になるあれはございませうけれども、戸籍制度というものはあるためにその選択制度というものは実施をするということが我が国においては可能である。したがって、選択制度というものをとることによって重国籍の解消がかなりの面々でできるのではないかと、そういうような発想になったことも間違ひございませう。

また、もう一つ重国籍の解消策といたしますと、留保制度というものが昔からございませうが、そういうものも尊重し、あるいはその中身も少し拡大をいたしまして、あわせて重国籍の解消ということができるし、またそれを維持していきたいという考えで立案されたものでございませう。

○中村(憲)委員 今、重国籍の解消の方法として御説明いただきましたけれども、中には、今度新しい法律で選択制度というものを導入するようになったので、国籍の留保制度というものが必要ないじゃないか、こういうような意見があるようでございませう。これに対してはどういうお考えでございませう。

○批田政府委員 留保制度と申しますのは、国外で生まれて二重国籍になるという方については一般的に地縁性が薄い、生地主義の考え方のような、そういう意味での国籍の決定要素というものがかなり薄い。したがって、もしそのまま日本国籍を取得したままにしておきますと、実効性のない日本国籍というものが残るのかもしれない、そういう可能性が高い。したがって、それを出生るときにひとつ積極的な意思表示によって留保していただくということ、そしてまた反面、留保されない方は日本国籍を失うということによつて、その段階で重国籍はなくなり解消できるのではないかと。現にブラジルなどの例では、日系の方で、日本の国籍法では日本国籍を取得できるはずの方の大体三分の一ぐらいの方しか留保届を出しておられ

ないというようにも聞いております。そういうふうなことが実際に合っているやり方ではないか。それから同時に、留保届を出されまうということは、出生届と同時にされることになっております。したがって、もし留保制度というものをやめてしまえば、形の上でいいますか法律的に日本人、日本国籍を持つことになるのだけれども、戸籍にも載りません。したがって、日本の国としては把握できない日本国籍者というものがかなり出るようになる。それがまたそのまゝの状態です。そういう把握できない日本国籍の方が海外にかなりたくさんおられる。それに対して選択の催告をしておくとすることは事実上無理なことになる。そういうことになりまうと、実効性がないうような方がむしろ重国籍者、要するに催告ができないとか、それが困難だとかというやうなことで重国籍のままで残ってしまうという妙な形になるわけでございます。したがって、選択制度をとるからといって留保制度が意味のないものではないわけであつて、あつて重国籍の解消のためには必要な制度ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○中村(憲)委員 留保制度のことですけれども、留保制度が現行の国籍法より今度の国籍法では拡大される。こういうことになっているわけですが、拡大をしなければならぬというふうなことが、その理由というふうなことでしよう。

○批田政府委員 現行法では、留保制度というのは重国籍の解消策の一つとして考えられているわけですが、現行法の制定当時とは、海外に生まれて重国籍を生ずるというのは、その生まれた国が主権を主張するということがほとんどでございます。要するに、血統の関係で重国籍が生ずるというのは、制定当時におきましては父系が各国の共通でございましたから、そういうことは予定しておらなかったわけでございます。ところが、各国で父母両系主義というふうな

なりまうと、国外で生まれて重国籍になる方の中には血統によって重国籍になるという方も出てきたわけでございます。

そういうことで考えまうと、片一方の親が外国人である、しかも生まれたところが外国であるというふうになりますと、日本国籍をそのまゝ持つと有効性、実効性のある国籍として維持するやうな状況にあるという可能性がかなり薄いという面では、現在の生地主義で生まれたことによる重国籍者という違いはないことになるのではないかと。そして先ほど申しましたやうな、日本の国として先ほど日本国籍のある方を十分に把握しておくとしようという意味合いもあわせて考えまうと、海外で生まれた血統主義による重国籍者について日本国籍をなお親としては留保しておきたいという考え方をもちの方は、留保していただくことによつてこれが実効性のない日本国籍の取得というものを解消するゆえんではなからうかというふうなことをその理由があるわけでございます。

(高村委員長代理退席、委員長着席)

○中村(憲)委員 次に、無国籍の問題についてお尋ねをしますけれども、まず無国籍者というものが発生する理由と申しますか、そういうものは類型にしてどのくらいあるのか、それぞれどういふ類型があるのかというふうなことでお答えをいただきます。

○批田政府委員 無国籍者が生ずる類型というものは一概には言えないわけですが、各国の国籍法がそれぞれまちまちでございますので、そのほかに入つて、どちらの国といひますか、関係のある国の国籍を取得することができないというやうなケースが一つはあるわけでございます。

それからもう一つは、日本の場合には、日本国籍を離脱する場合には重国籍であるということが要件になっておりますけれども、別に重国籍でなくとも自分の国の国籍を離脱できるというやうな法制のところもあります。そういう法制の国の人

がその国の国籍を離脱いたしますと、無国籍が後発的に生じます。それから、沖縄などで見られるケースでございますけれども、実効的にはどうかの国の国籍を持つておるといふやうなことが言えるわけでございますけれども、その実効的な国籍を持つておるといふことが当該国の証明が事実上不可能であるというふうなことで、よく調べれば米国籍なら米国籍という認定ができるのかもしれないけれども、事実上証明ができないというために無国籍扱いとせざるを得ないという意味で無国籍者というのが出てくるわけでございます。

○中村(憲)委員 そういう無国籍の場合には、出入国管理の關係では外国人というところで把握をされて数が出されているんでしょうか。そういう者は無国籍という外国人登録がなされて、登録にそういうふうに入記がされている人が実際にどのくらいいるのか、それがわかりましたらお知らせをいただきます。

○批田政府委員 外国人登録は、日本国籍を有しない者が外国人でございますので、したがつて、外国人登録の対象になる方でございます。所属する国の国籍がないという場合には、外国人登録上は無国籍という表示がされるわけでございます。そういう無国籍という表示をされておられる方は、昨年の九月末現在で千九百四十七人になっております。

○中村(憲)委員 その千九百四十七人のうちに、先ほどちよつと類型という変な言葉で言つたのですが、一定の分類というものは全然できておらない、またできないのかどうか、その辺はいかがでしよう。

○批田政府委員 先ほど申しました分類ごとの内訳の数字はちよつと出ておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、大多数の方は、中国籍を離脱されたことによつての無国籍という方がほとんどであると聞いております。しかし、その数はわかりません。

○中村(憲)委員 そういう無国籍の方々が日本国籍を取得することを希望しておられるのかどうか、それともあえて積極的に無国籍にとどまりたいという意思であるのかどうか、そういうことはお調べになつたことはありますか。

○批田政府委員 その無国籍の方々の内心の御希望については私も調査をしたことはございせん。ただ、かつて五千人とか六千人とか言われておりました方が現在二千人をちよつと切るといふ数字になつておりますが、その多くの方々は実は帰化の申請をされて、そして日本国籍を取得されるということによつて無国籍ではなくなつた、日本人になつたという方がほとんどのように思いますので、現在無国籍の方々の中にも帰化によつて日本の国籍を取得したいと考えておられる方もおられるのではないかと考えております。

○中村(憲)委員 無国籍のまま日本に住んでおられることによつて考えられるところのメリット、デメリットはどういうものがあるでしょうか。

○批田政府委員 無国籍でありましても、外国人ということでございまして、ほかの国籍を持つておられる外国人と日本の国内におきましては扱い方に差異はないと思つておりますので、その面ではメリット、デメリットはないのではないかと考えております。

○中村(憲)委員 先ほど他の委員の御質問の中で、沖縄の無国籍者の問題が出ておつたわけでありまうけれども、沖縄の無国籍者というものは、数も先ほどおつしやられたわけでございますけれども、そういう人たちはやはり当然日本の国籍を取得したいという希望であるかどうかというふうなことで、その辺についても、数をお調べになつただけで、特別に意思を調査されたということはないわけですか。

○批田政府委員 先ほど沖縄に無国籍の方が四十九人おられると申し上げましたが、その方々がどういふやうな御希望を持っておられるかということは一々私どもの方で調べたことはございせん。ただ弁護士会などが調べられたところによりますと、日本国籍を取得する希望を持っておられる方もあるし、それからまた父親がアメリカ軍人

であるということから米国籍を取るような希望を
持つておられる方もあると聞いておりますけれど
も、具体的にそれがどういう方で、何人ずつおら
れるかというふうなことは私も承知いたしてお
りません。

○中村(慶)委員 次に、国籍選択の制度が新法で
は予定されているわけでありませうけれども、重
国籍の解消のために選択制度をとられるというこ
とは非常によくわかるわけでありませうけれども、そ
の選択の時期を二十歳、二十二歳とされたその積
極的理由はどういうことでございませうか。

○批田政府委員 一つには、自分の国籍をどう
決定するかというところは重要な問題でございま
すので、十分な判断能力ができる成年に達してから
しかもまた熟慮期間がある程度置いて、その間に
判断してもらおう、それが一番適当であろうとい
う面がございませう。それからもう一つは、先ほ
ど話が出ましたように、未成年である間は重国籍
でありませうけれども、その重国籍の問題というのが比
較的少ないという面もございませう。したがいまし
て、成年に達してから熟慮して決めてもらうよう
にする、そういうことが本人にできるようなこと
が、一番いいだろうということから、成年に達
した後二年以内という案になったわけございま
す。

○中村(慶)委員 この選択の条文の中で、日本の
国籍を選択し、外国の国籍を放棄するというこ
とを宣言するんだ、こういうことでございませう
けれども、外国の国籍を放棄するというのは、自分
が一方的に放棄するということを宣言してしまえ
ばいいのか、それで足りるのか。あるいは諸外国
の中では、放棄を許さない国もあるのではない
か、その辺はどうなるのでございませうか。

○批田政府委員 この日本の国籍を選択して、
外国の国籍を放棄する旨の宣言というのはいわ
ば日本政府に対する宣言でございまして、当該国
籍を持つておる外国について放棄の宣言をする
というものではございませう。日本の国に対して放
棄をするということではございませう。自分の態度と

しては、自分のこれからの生き方と申しますか、
その態度としては、日本国籍だけがある、した
がつて外国の国籍は自分としては放棄する、そ
ういう決意だといえますか、そういう気持ちだとい
うことを日本の国に対して宣言するわけございま
す。

したがいまして、その後、実際問題として外国
の国籍の方を喪失させるということにつきましては
は、当該外国の法令の手続によつてしなければな
らぬことになるわけではございませうが、それは外国
の制度がまちまちでございまして、離脱を認める
ところもございませうし、認めないところもある
と認めるところでも、いろいろな条件が整わなけれ
ばだめだということもございませう。しかし、日
本の政府については、自分が帰属して運命共同体
の中に入るといふ意味では日本の国籍だけを選ぶ
んだという意味合いを放棄の宣言という言葉の中
にあらわしておるつもりでございませう。

○中村(慶)委員 先ほど放棄、選択の年齢が二十
歳であることの理由についてお尋ねいたしまし
た。二十歳というのは未成年者が成年に達する年
だ、こういうことのようにありますけれども、今
日本の大学の制度なんかから考えますと、やはり
二十二歳あるいはそれ以上にならないと大学を卒
業できない。そういったしますと、これからの生活
の方向性というのか、どういふふうな生活をしてい
くかということについての決定がなかなかできな
いのではないかというふうな点もあらうかと
思うわけでございまして、先ほどのお話は、どう
しても二十歳でなければならぬ、それ以上で
あったらばこういう不都合がある、こういう点が
御説明ないよう思うのでございませう。二十歳を
超えて、あるいは二十五歳というふうな年齢にそ
れをしていくことによって不都合があるというこ
とになりませうか。

○批田政府委員 なるほど最近では大学進学率も
多くなつてきておりますけれども、大体二十歳の
ときには学校を卒業して一般の社会人として生活
をするという方もまた多いわけでございませう。し

たがいまして、大体二十歳になりますと自分の将
来の生活ということの見通しもつかないわけでは
ないでございませうし、それから、そういうことにつ
いての判断能力もできるということになるのではな
からうかということでは、二十歳を考えたわけ
でございませう。

なお、これをもつと先まで延ばしたらどうだ
というふうな御意見も全くなかつたわけではござ
いませう。ただ、それにつきましては、先ほど申し
上げましたように、兵役の義務などについてはか
なり重国籍が問題になるケースがございませう。そ
れが諸外国によりましては十八歳から始まること
もあるし、二十歳からというところもあるわけ
でございませう。したがいまして、先ほど未成年の
間は比較的重国籍による問題が具体化する率が少
ないといふことも二十歳というところを基準にした
理由の一つだと申し上げましたけれども、そうい
うことで二十歳が適当であるというふうな考え
わけでございませう。

なお、一方ではもつと若い年齢の時代に選
ばつて決めるということにしてみたいものではな
いかという御意見も、いろいろ寄せられた御意見
の中にはあつたということも付言させていただきます。
○中村(慶)委員 次は、帰化の問題についてお尋
ねをいたします。

帰化の関係では、法務大臣の許可を得て帰化を
するわけでありませう。そして、今度はそれに際し
ての帰化条件というものがいろいろな状況によつ
ていろいろあるわけでありませうけれども、この法
務大臣の許可というものは、その要件と許
可の関係は、その要件を満たせば必ず許可しなけ
ればならないというものであるわけですか、それ
とも、いわばかなりの程度自由裁量であるとい
うことであるのですか、そこをお伺いしたいと思
います。

○批田政府委員 帰化の申請がございした場
合に、それを許可するかどうかということとは、全
くの法務大臣の自由裁量の問題だというふうな考
えております。いろいろ帰化条件につきまして規
定がございませうけれども、そういう条件に当たら
なければ許可をしないという制約を法務
大臣が受けておるといふのでありまして、その条
件を満たしているからといって当然に帰化すべき
ものでもございませう。したがいまして、帰化申
請者の方でその条件に当たればいわば請求権のよ
うな権利があるというふうには私も考えてお
らないのでございませう。

○中村(慶)委員 請求権のようなものではないと
いうことでございませうけれども、要件がかなりはつきり
と明確にうたわれているわけでありまして、ある程
度こういふふうな要件がはつきりしている以上、
自由裁量であつても、かなり硬束裁量的なもので
はないかというふうな気もするのですが、その辺
はいかがでございませう。

○批田政府委員 私どもはあくまでも自由裁
量であると考えております。そういう条件に当た
ております場合には、実際問題といたしまして、こ
れは許可をするということではございまして、こ
とさらに不許可にするというふうなことは実際上
はいたしておりませんが、性格上は全くの自由裁
量であるというふうな考えでございませう。

○中村(慶)委員 帰化を今御答弁のような全くの
自由裁量であるというふうな形に立法をする理由
というのはいかようなことではございませうか。

○批田政府委員 もともと日本国籍を付与する
ということが帰化でございませう。したがいまして、
外国人に日本のいわば国籍を取得するという形で
の請求権があるとかというふうな形で構成するこ
とは、その事柄の性質上うまくないのではない
かというところから、現行法ではそのような自由裁
量で制度をつくつておるといふふうな考えでござ
いませう。

○中村(慶)委員 この帰化につきましては、最近
の状況としては年間にどのくらいの申請数がある
というふうなことが、それと、さらには許可に
なる数、これがおわかりになりましたら教えてい
ただきたい。

○批田政府委員 これは毎年増減がございすけれども、最近の例で申しますと、帰化申請者の数が大体九千人でございす。そのうち許可になるのが約八千人でございす。その他の方は、不許可または書類の不備等の理由によって取り下げるといふ方々でございす。

○中村(憲)委員 九千人のうち八千人が許可になる、あとの一千人が不許可とか、取り下げも許可になる見込みがないから恐らく取り下げるのだと思ひますけれども、そういうような不許可あるいは取り下げになる事例の中では、帰化要件のうちのどのようものが満たされないとすることが多いのでしょうか。そういうものを数的に分類することができるといふか。

○批田政府委員 不許可になりました事例について不許可事由と申しますか、それについて分類した統計はとっておりませんけれども、大体の私どもの方の実務的な感覚から申しますと、まず身分、生活関係の問題、それから素行の関係、これは犯罪歴その他の関係、それから同化が十分にできていないかどうかいけないかというところが多不許可の事例としては多い点だらうと思ひます。

○中村(憲)委員 そうすると、今度新法になったことに伴うところの簡易の帰化の制度、こういうものからすると、その要件に当たるものについて、その要件が大変形式的でございすから、ほとんど許可にならないというところはないということになりましようか。

○批田政府委員 大体そのようにお考えいただいて間違ひないと思ひます。
○中村(憲)委員 それから、戸籍法の関係でございすけれども、新法施行前に既に外国人と婚姻している者については、新法施行後、一定の経過措置は別として、新戸籍の編製と改姓というやうなことができるようになって、しかし新法施行前のものについては、かなりの人が、婚姻してはいるけれども戸籍がそのままになって新戸籍が編製されてない、さらにまた従前の名前のままに残つておる、こういうことでございすけれども、

それを、経過措置を大幅に拡大をしないで一定の限定をつけているというところは、これはどういふ理由からでございすましよう。

○批田政府委員 外国人と婚姻をした場合に、今度の法律案によりますと新戸籍を編製することになっておりますが、既に外国人と結婚しておられる方は、おおむね大方の方は親の戸籍に入つたままといふことになっております。この方たちは、新法がございすことと分籍によつて新戸籍をつくることとができるようになります。それから、子供さんが生まれまると、今度は子供さんは日本国籍を取つて戸籍に記載する対象になりますので、その場合にも新戸籍を編製することになります。そういうことで逐次新戸籍が編製されていくということにしてゐるわけにございす。そうすることが實際問題としては要当であらうといふことでございす。

それから、氏の関係につきましても、これは新法の施行前六ヶ月以内に婚姻された方については家庭裁判所の許可を得ないで届け出だけで、夫の場合が多いかと思ひますけれども、配偶者である外国人の氏を名づけることができるようにしてあります。そうなりますと、親の戸籍とは氏が違つてくるといふことになっておるわけにございす。これも余りさかのぼりますと、現在の名前のままで婚姻後も社会生活が定着をして動いてきておりますので、婚姻を契機とする氏の変更といふことで簡易な届け出の措置でやるといふことは適當でない、したがつて家庭裁判所の許可が必要であらうといふやうに考へておるわけにございまして、家庭裁判所の許可がもしありましたならば、その場合にはまた同じように新戸籍を編製するということになるわけにございす。

○中村(憲)委員 今のを逆に尋ねることになるかもしれませんが、六ヶ月以内に限つては家庭裁判所の許可を得ないで届け出でできるんだという理由というのは何なのでしう。

○批田政府委員 日本人同士の婚姻の場合に

は、婚姻の際にどちらかの氏を決めるといふことになっておるわけにございまして、婚姻の場合に、婚姻を契機として氏がどちらかの人が変わるといふことがあるわけにございす。

したがひまして、今度外国人との婚姻の場合にも簡易な手続で変えるといふのは、婚姻を契機としてといふことで考へるのが筋だらう。そうしますと、余り婚姻後長い年数がたつてしまひますと、婚姻を契機としてといふことではなくなつてしまふ。そして、婚姻してからもとのままの姓でずっと社会生活が続いておりますと、かえつてそれを簡単に変えるといふことは混乱を生ずることになるであらう。それをどの程度の期間がいいかといふことになりまると、これは何ヶ月でなければならぬといふ決め手はないわけにございすけれども、半年間あれば婚姻の際に熟慮して決めたといふことに十分な期間ではないだらうか。それからもう一つ、子供さんが生まれるまでにどちらかを決定しておくといふことが望ましいといふ要素もございす。そういうことも加味いたしまして六ヶ月の期間内にとつておるわけにございす。

○中村(憲)委員 重ねてお聞きをするやうでございすけれども、本法の施行前に外国人と婚姻をしてゐる女性についても、新法施行後の場合と同じやうに簡易な方法で新戸籍を編製をし、夫の氏の氏を名づけるといふやうな方法はできないということになるわけにございすましようか。

○批田政府委員 新法が施行されます六ヶ月よりもまだ前に婚姻をされた方につきましては、簡易な届け出による氏の変更といふのはできないといふことにはいたしております。その場合には原則に戻りまして、家庭裁判所の許可を得て氏の氏の変更をするといふことはできるわけにございまして、家庭裁判所におきましても、このような簡易な制度ができたといふことは、家庭裁判所がどういふふうなお考へをとられるかわかりませんけれども、簡易に外国人の夫のあるいは妻の氏を名づけるやうな法制が成つたといふことは、家庭裁判所

の方でそれなりの配慮がされるのではなからうか、私どもはそう予想しておりますけれども、後は家庭裁判所の御判断の問題でございす。建前として家庭裁判所の許可を得て氏の氏の変更をしていただくといふことにはなるわけにございす。

○中村(憲)委員 今度は違ふ問題でございすけれども、父母のいづゆる準正、それから認知、これによりまして今度は国籍を取得することができるようになるわけでありますけれども、こういう制度を新設をされた理由といふのはどういふことでございすましよう。

○批田政府委員 先ほど来申し上げておりますやうに、新法におきましても血統主義をとつておるわけにございす。しかしながら、その血統主義をあらわします第二條の第一号で「父又は母が」といふやうに書いてございす。これは法律上の父母といふことになるわけにございす。ところが、世間では往々にいたしまして子供が生まれてから婚姻届を出す、それで認知をするとか、そういうやうなケースが少なくないわけにございまして、実際上は後になって婚姻をした夫婦の間の子供なんだけれども、出生のときに婚姻届が出ていなかつたといふやうなこともあるわけにございす。実質的には、血統主義といふ面から申しますと、そういう方にとつても日本国籍を与えるといふ道があつてもいいのではないかと。要するに血統主義の補充措置と申しますか、そういうやうなことがしかるべきだらうといふことで、準正による場合に、本人の日本国籍を取得するといふ意思表示があればそれで日本国籍を与えるといふ制度を設けた次第でございす。

○中村(憲)委員 現行の国籍法ではそういう身分行為によつては国籍を取得しないんだといふやうにされておつたわけで、そのところは、現行法ができるときにはやはり考へ方が違つたといふことにはなるのでしうか。

○批田政府委員 現行法でも身分行為によつて国籍を取得するといふ道は設けておりません。今度の法律案でも、身分行為によつて日本国籍を直

にといひますか、直ちに取得するという事では
なく、いわばそういう準正というものがあれば、
国籍取得の意思表示が加わる事によって国籍を
与えようという事で、身分行為そのものに国籍
取得のいわば契機を与えるというものでないわ
けでございませう。しかし、実質的には、そういう身
分行為によって父または母を日本国民とする子供
であるという実質には変わりがないという点に着
目をいたしまして、血統主義の面からいっても、
そういう条件がある場合に御本人が日本国籍を取
得したいというのであれば日本国籍を取得する方
が妥当ではないかという観点に立ったものでござ
います。

○中村(廣)委員 時間はまだ前でありませうけれ
ども、私、終わります。

○宮崎委員長 三浦隆君。

○三浦(隆)委員 初めに国籍と在日韓国人の法的
地位に関連してお尋ねをしたいと思います。戦後
在日韓国人の人が日本国籍を失い、そして韓国籍
となったのはいつからだろうかという問題です。

昭和二十七年四月十九日付、民事第四百三十
八号法務府民事局長通達、すなわち「平和条約の
発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸
籍事務の処理について」によれば、「朝鮮及び台湾
は、平和条約発効の日すなわち昭和二十七年四月
二十八日から日本国の領土から分離することとな
るので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は内地に
在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失
する」というふうにあります。この解釈によ
ろしいでしょうか。

○枇杷田政府委員 そのとおりでございませう。平
和条約発効によりまして日本国籍を喪失したと考
えております。なお、そのような考え方は、最高裁
判所の判例でもそのように考えられておると思
ひます。

○三浦(隆)委員 昭和二十二年五月二日に公布
施行された旧外国人登録令第十一條では、「外
国人とみなす」という規定が入っております。し
かし昭和二十六年十一月の出入国管理令には外

国人とみなすという条項がなかったわけでありま
す。当時GHQが反対したと言っておりますが、
それはなぜだったのでしょうか。また、とすれば
現行法令上とは違ひまして、当時の出入国管理令
上は外国人とみなす規定がなかったのだ、その間
どうなるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 外国人登録関係は所管でござ
いませうのでよくわかりませうけれども、法律的
なぎりぎりの考え方とすれば、平和条約発効の
きに国籍を失ったんだけれども、ボツダム宣言受
諾の問題もございませうので、実際上の扱いとして
は日本人なんだけれども外国人とみなすというふ
うなことがそこで表現されて、その間、その経緯
の中ではいろいろなことがあつたろうと思ひま
す。先ほども申しましたように、所管でございま
せんので、よく私は存じません。

○三浦(隆)委員 質問の趣意は、とにかく一般の
外国人とは違つて特殊な立場にその人たちがあつ
たんだということですか。

そこで、いつか指紋のときにもお尋ねしたので
すが、外国人と一律に言ひましていろいろな立
場があるはずでありますので、そういう歴史的な
状況もやはり考慮しながらこれから考えた方がい
いだらうということでありませう。

その次に、朝鮮半島の人が日韓併合後、一方
的に日本の国籍になつて、敗戦ということ、そ
して平和条約を結んだということ、また一方的
に日本人でなくなつてしまつたというふうなこ
等を踏まえてお尋ねをしたいと思ひます。

といひますのは、戦争中日本の軍人となつて日
本に協力したということ、戦後戦犯の扱いを受
けた朝鮮の人なり台湾の人なり、多くの方がい
したわけですね。その人たちがらしますと、平和条
約が発効したその時点では、いわゆる果敢アリズ
ンには九百二十七人の戦犯が拘留されておりました。
その中に二十九人の朝鮮人と一人の台湾人も
含まれてたと言われております。そこで、条約
発効によつて日本国民でないならば、日本国民と
しての戦犯に問われる必要はないんじゃないかと

いうふうなことで訴訟が起つたわけですね。

すなわち、昭和二十七年の六月でありませうが、
平和条約発効と同時に日本国籍を喪失したので日
本国民には該当しない、拘束を受けるべき法律根
拠はないということ、人身保護法による釈放請
求の裁判を東京地裁に起こしております。そして
その事件は、人身保護法の特例によりましてすぐ
に最高裁に上つております。

そして最高裁では、昭和二十七年の七月三十日
ですか、その請求を認められないと判決を下して
おります。その理由は、「戦犯者として刑が科せら
れた当時日本国民であり、その後も引き続き平和
条約発効の直前まで日本国民として拘禁されてい
た者に対しては、日本国は平和条約第一條によ
り刑の執行の義務を負い、平和条約発効後におけ
る国籍の喪失または変更は、右義務に影響を及ぼ
さない」ということでありませう。すなわち、戦争中
は日本国民であつたんだから、そうしたときの戦
犯としての責任はとつてもらわなければ困るとい
うことでありませう。

ところが一方で、戦傷病者戦没者遺族等援護法
その他の規定によりますと、もはや国籍は離れて
いるから援護法の対象にはならないというふう
になつていくわけでありませう。としますと、この人
たちというのは、罪はかぶりなさい、しかし捕償
はしてあげませうというふうなことでありまし
て、全く、戦犯のときは日本人、援護法では外国人
という、極めて日本の身勝手なんじゃないか、
なぜ自分たちだけが被害を受けるのかというふう
な思いを感じられるだろうと思ひますが、国籍
の立場からどう理解したらよろしいのでしょうか。

○枇杷田政府委員 国籍の立場から申しますと、
あくまでも平和条約によつて日本国籍があつたも
のがなくなるという事で考えるほかはないと思
ひますが、その他、そういうことをめぐりまして、
いろいろな法域の関係でそれをどういうふうにと
う評価するか、あるいは裁判の執行の問題としてど
う評価するかという事はそれぞれの領域で御

判断になることだろうと思ひます。その間に整合
性があるかどうかという問題は出てきようと思
ひますけれども、国籍法の立場から申しますと、
これは平和条約によつて、平和条約の前は日本人
でそれから後は外国人という事に考えざるを得
ないと思ひます。

○三浦(隆)委員 いまの答えは、日本としてはそ
れでいいんだと思ひますが、でも、無理やり日
本人にさせられて、今度一方的にまた外国人に
なつて、ですから、責任だけは負わされるわ、言
うならば過酷な義務だけは課せられて、一方で、そ
の後始末は何らしてやらうことができない。日本
人が日本のために戦つたのはむしろ当たり前だと思
うのですが、そしてその日本人には多額の援護が
今手厚くなされているのに、無理やり日本人にさ
せられて犠牲を受けた人にとっては、法律上、日本は何
の責任も負わないうふうになつていくというところ
に多くの問題があると私は思ひます。そこに、
いわゆる日韓関係などの国民感情その他大変微妙
なところもそうしたところから出てきていると思
ひます。ですから、繰り返しますが、前の指紋の
問題のとき言ひますように、一口に外国人と言つ
ても、旧植民地支配下に無理やり置かれた人の場
合と、アメリカ人その他の外国人とは私は違ひだ
らうというふうな思ひをしております。少なくとも日
本人としての痛みを感じてしるべきものだろう
という事であります。

つきましては、その次ですが、植民地の分離は
伴う国籍の処理というの、何も日本と韓国だけ
の問題ではありませんで、第一次大戦、第二次大
戦を踏まえて幾らでもケースがあるわけでありま
す。

たまたまその一つとして、イギリスの場合に、
戦後多くの国が独立いたしましたけれども、そこ
では一九四八年に制定されたイギリスの国籍
法によりますと、そうした旧植民地支配の人々
は英連邦市民という特別な地位が与えられてお
つたやうであります。その関係が少なくとも一九六
二年まで続きまして、そして旧植民地出身者が一

般外人と同じように扱われたのは一九七一年のことだと言われている。そしてその間は、イギリスの本国と旧植民地の人々との間でたびたび話し合いが行われながら、国籍の処理がされてきたというふうに言われているわけだ。

また、ドイツの場合にも、オーストリアが独立したけれども、このケースが日本とは比較的近いケースだと言われている。西ドイツでは、五六年の五月に特別立法が制定されたようでありまして、そこでは「オーストリア併合による「ドイツ国籍」の強制付与は、オーストリア独立の前日にすべて消滅すると定めるとともに、一方でドイツ領内に居住するオーストリア人、日本的に言うならば在日朝鮮人は、「意思表示によりドイツ国籍を回復する権利を有すると定められていた」と言います。すなわち、在独のオーストリア人には、その意思によってドイツ国籍取得の道を開いていたけれども、日本ではそうした在日朝鮮の人に対しての意思を全く問わなかったといういきさつがあるわけでありまして。

この点は、日本の学説その他によりまして、まず大別二つあるかと思うのですが、一つは、割譲地における住所を標準として国籍の変更を認める主義というのがあります。もう一つは、朝鮮人という種族ないし民族を標準として国籍の帰属を決定する主義というのがありますけれども、その学説のいずれをとるにしても、日本に居住する朝鮮人に対しては、日本の国籍を選択する自由を認めなかったのはおかしかったのではないかと考へ方が盛られているわけだ。それでは、戦後、この国籍帰属のときに、どうしてイギリスやドイツや何か、あるいは日本の学説のように従わないで、一方的に日本からいわゆる韓国人の人たちを打ち切ってしまったのだろうか、そして、その後の回復の余地をなぜ認めようとしなかったのか、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○批田政府委員 ただいま御指摘のように、選択とかそのような特別な措置をしなかったわけ

でございますが、なぜそのようなことをしなかったかということについては、現在では私どもその理由がつかみきれないところではあります。ただ、ボツダム宣言受諾、それから平和条約発効という関係で、当然従来の朝鮮籍におられた方についての対人主権はなくなったという考えから、何らの手当てもしないで、そして当然に在日であるかどうかを問わず、従来の朝鮮籍の方については日本国籍を失うという措置にしたのではなからうかと思っております。

○三浦(隆)委員 今のお答えもそのとおりだろうと思うのですが、そうしたいわゆる日本の法令あるいは日本の解釈の立場というものは、我々は一つも傷つかないのですが、先ほどのように、そういう解釈をすることによって韓国人の人たちなり、いわゆる旧植民地支配で無理やり日本人とされて犠牲を受けた人々には救いようのない立場にあるのだということだ。

繰り返しますけれども、指紋の問題や何かが出たときも、我々にはもう過ぎてしまったことなんだと言いますけれども、戦争で犠牲を受けてけがをしたり亡くなった本人なり家族の人々にとつて、現在まだ援助資金を何らもらえない人々にとつて、そして状況によって本國に帰るに帰れない、日本でしか生活ができなくなっている人々に対して、その人々の痛みというものが少しでも理解できるような法でなければならぬと思ひ、と同時に、法の解釈、運用においてもそうすべきものだ。それを指紋の解釈その他、一方的に、とにかく外国人は外国人なんだ、特別な扱いはできないんだ、とそれだけで、アメリカ人と旧植民地で苦勞した人々とは、そういうときだけ全く同じになつてしまふ。これが極めておかしいと思ひます。たまたま日本の政府、いわゆる指導的な立場にある人の見解は、そうでないところ、大きな隔たりがあると思ひます。

私は、こうしたことから、日韓など、いわゆるもともと近い国、親しくならなければならぬはずの人々の心の中にしこりが残つてくること

が大変にいけないことだろう。これは韓国だけではない、その限りにおいては北朝鮮の人々でも言えることだし、あるいは台湾にいる人にも言えることだというふうに思ひますので、今こゝではどうかとしまして、将来の法改正なりあるいは改正法の法の運営の中で十分に御考慮をいただけるようにぜひ期待したいというふうに思つております。

それからその次であります。これに関連しまして、北方領土在住の韓国人の人の中には、現在、ソ連籍も北朝鮮籍も取らずに無国籍のまま、いつの日か日本なり韓国に帰れるのじやないかという大変な希望を持って不自由な生活に耐えている人がいまだに多いというふうに伝えられているわけだ。この人たちの韓国なり日本への帰化あるいは国籍の回復はどのようにしたら可能になるのか。たまたま北方領土へ参入というふうに出向く人々たちもおりますけれども、そういう人々を仲介として、何らかの特例的な処置をとることができないのかという点に關しては、いかがでしょうか。

○批田政府委員 そのような方々の中で、日本の国籍を取得したいというお考えの方があれば帰化の申請をしていただくのはかまいません。ごさいますが、現在の国籍法では、御承知のとおり日本における居住要件というものがございまして、日本の領土内に戻られまして、そこで生活が定着をするということになれば、そこでその帰化が許可になるというところは十分にあり得ようと思ひます。

○三浦(隆)委員 これも今までと同じようなことでありまして、その多くは韓国人の人だと言われている。好ましく、好きこのんで韓太なりその他いろいろ、色丹に行つたわけではないのでありまして、戦争中なりの日本の政策によって無理やり向こうに連れていかれたわけだ。戦争を終わって、日本人だけは引き揚げできたわけだ。ところが、その人たちは置いてきぼりにしてしまつたわけでありまして、ところが、置いてきぼりにされたら、

その人々も大変困るのでありまして、何とか戻りたいのでしようけれども、戻りに戻れない状況にあるという事です。やはりこれもかつての日本の大変大きな犠牲者だろつと私は思ひます。今同じように中国残留孤児にかかわる国籍、帰化の問題などが言われておりますが、たまたま出生証明その他、そんなことで郵送なりあるいは人を介して日本国籍なりを取得しようというふうな動きもあるやに聞いております。とするならば、同じような便法で、北方領土内に今なお無国籍のままである人々たちには日本へ来いと言つてもそれは来れないことでは、しかし、我々日本人が向こうへ参入ということで行くことは可能だと思ふのです。ですから、中国残留孤児でなし得たと同じようなそういう便法なものが、そうした場所にいる人々たちにも何とか適用の道がないものだろうかと思ひます。

例えば参入などで現地に出向いた日本人が、日本にその人々が来たときは生活を保障するということでも仲介に立ち、日本への帰化を行ひ得るようによくに日本なり韓国に帰るべき手段を通じて何とかその人々を救うことはできないものかと思ひます。これらの人々は今やかなり高齢に達していると思はれるわけですから、一日も早く無国籍の状態からその人々の希望する国籍を得られるように日本として努力すべきでしょう。私は、日本の戦争に対する大きな責任として、償いとして何らかの国籍法上の考へ方を示してもいいのじやないかと思ふのですが、もう一度御答弁いただけないか。

○批田政府委員 国籍法の面からとらえますと、うまい方法がちよつと見当たらないわけだ。ごさいまして、先ほど申し上げましたように、日本国籍の取得を希望されるならば、帰化によつてということしかないわけだ。中国残留孤児の場合には、もともと出生のときに日本国籍を取得しておるということだ。ごさいまして、就緒その他の方法によつて明らかにするいう道があ

るわけでございますけれども、今おっしゃいましたケースにつきましては、ちょっと国籍法の範囲の中では帰化によるしかないのではなからうかと思ひます。

○三浦(陸)委員 それでは、同じような考えで、出生のときに韓国籍を有した韓国人の場合には、韓国に対してはそれができるのですか。しかし、日本ですらもソ連並びに北朝鮮との関係は大変微妙で難しいわけですから、韓国人に至っては帰化なり国籍回復を図るなどというところは現実的にはなおのことできないわけでありまして。しかし、中国残留孤児の場合の国籍回復の方法のような、今の答弁的なものをかりれば韓国への国籍回復は可能なんですか、何とか仲立ちをするなどの方法がとれないものでしょうか。

少なくとも今国籍法を改正するしかないが論議されているわけですから、この場合、一般外国人にと私は言っているわけじゃないのです。日本の国籍により今なお悲劇的な状況下にある人々に對して、特例的に救済を行ひ得るよう、この法改正の中で特別に一条を加えてもよいと思ひます。たまたま日本が法を整備しても、ソ連などの都合でその法というものが実効性がなかなかうまくいかないということがあるかもしれないけれども、少なくとも日本はそういうふうにして人々を救済する気持ちを持っておりまして、そういうことだけでもこれは大変に違ふと思ひます。今回の改正ではあるいは間に合わないかもしれないが、将来の改正においてはそういう方向性、そういうお気持ちだけでもあるのかないのか、お聞かせいただけますか。

○批田田政府委員 いろいろ外交的な問題もございまして、難しいことではございますが、国籍法という点になりまして、いわば憲法の附屬法として非常に大きな原則を決める法律でございます。したがって、個々の事案に着目すると申しますか、そういう点について国籍法で取り上げるといふことは、ちょっと目下のところ考えておらないところでございまして。

○三浦(陸)委員 日本の憲法が日本人に適用されるのは当然ではありますけれども、今言った方々は日本の都合でかつて日本国民としたことは事実なんです。日本国民としたことは。そしてまたこの場合には、内地人、台湾の人とまた韓国人とは扱いは、ちょっと国籍法の適用は違ひはあつたようではありますけれども、しかし、いづれにしても、国籍法を改正してその人々を特別に救済することは別に憲法違反になるというところではないのですか。立法的にどうするかは、するしかないか別ですが、憲法上は特段のことはなからうというふうに思ひます。言うならば、法務省などがそういう判断を持つべきか持たないかということだと思ひます。あるいは法務省を越えて、日本政府はそういう人々に対する責任の意識を持つべきか持たないかにかかっていると思ひますので、時間もありませんし、ぜひ御検討いただきたいとお願ひして、先に進みます。

この問題に比べますと、ちょっと次元が違つてくるのでありますけれども、北朝鮮在住のいわゆる日本人妻の問題についてであります。その人たちの国籍は現在のところになっているのかということ。それからまた、その人たちが向こうに行つて何年かたつて居る間に子供さんが生まれた場合に、その子供さんの国籍はどうなつて居るのか。あるいはまた、日本ではなくて北朝鮮に行つたといふことで、自己の志望によつてではなくあるいは選択したわけでもなく仮に日本国籍を失つていくような場合には、どうなるのかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○批田田政府委員 いわゆる日本人妻といふことでございまして、これは恐らく朝鮮人の男性の妻として向こうに渡られた方だろと思ひます。我が国の国籍法におきましては、婚姻によるとかあるいは海外に定住するとかによつて日本の国籍を失うといふことにはなつておりませんので、日本の国籍を持つておられた日本の女性の方はそのままだ日本の国籍をずっとお持ちであると思ひます。

また、その子供さんにつきましては、現行法では父系血統主義をとつておりますので、当然には日本の国籍を取得することはいけません。したがって、今度の改正法の附則の規定によりますと二十年さかのほつての関係では意思表示によつて日本の国籍を取得する方ができますので、その範囲内に当たられる方は意思表示によつて日本の国籍を取得する方が可能であらうと思ひます。

○三浦(陸)委員 次に、今度の法改正によりまして在日外国人の子供、殊に協定永住者の子弟の場合には、先ほども御質問があつたようでありまして、重国籍者が大変にふえてくることになるだらうと思ひます。

そこで、年間推定重国籍者数といふのはどのくらいにふえていく予想が立つのか。また、日本国籍を取得し、その中で特に韓国籍など外国籍から離脱しようと思はれるような推定数は年間どのくらいになるものだろうか。そして十年後、在日外国人といふ人たちの推定数はどのくらいが予想されるものだろうか。何か試算的なものはございしますか。

○批田田政府委員 在日韓国人の方が日本人と結婚されるといふケースはかなりあるように聞いております。したがって、そういうことが行われまして、新法から申しますと、少なくとも日本女性の女性が韓国人の男性と結婚して子供が生まれた場合には重国籍になるわけではございません。したがって、日本国籍を取得される方が多くなるわけではございませんが、その数がどの程度かといふことははっきりとした試算はございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、父母両系主義になることによりましてふえていく重国籍者の数は大体一万人であらうというふうに出ております。

その中で韓国との重国籍者の数といふことになりまして、それともよくわかりませんが、半數近い方が韓国との重国籍者ではないかと思ひます。もし韓国の方でも父母両系主義を採用するといふことになりまして、またさらに重国籍者の数がふえていくといふことになるわけではございません。これは、韓国でどのような立法をされるかは今後の問題でございまして、わかりません。

○三浦(陸)委員 現在、日本における全外国人がどのくらいであり、またその中でそうした韓国人の人たちが何人であるかといふことは一応わかっておりますし、年間どのくらい婚姻数があるかも大体わかっております。それから、配偶者として韓国人同士から次第に日本人との結婚数が増えていくことも統計としてはだんだん明らかになってきていると思ひます。ですから、正確なことはわからないにしても、その限りにおいては一応の推定はつくと思ひます。ただ、重国籍になつた場合とちつと選別する場合は、なつてみなければわからないことだと思ひますが、一応日本語しか理解できないお子さんたちでございまして、一世の皆さんのお気持ちとはまた別に、特別日本国籍を取られる方がふえるのじゃないかという気がいたしません。ただ、どちらかの国籍を選択しなければならぬといふ言われないで、この際、韓国系日本人といふのでしようか、両方の国籍をそのまま、いわゆる重国籍のままに認めるというふうな考え方では成り立ちませぬか。

○批田田政府委員 これはたびたび話が出ておりますけれども、国籍唯一の原則といふのが国籍法を考へる上におきまして重要な原則でございまして、いくといふことになるわけではございません。これは、韓国でどのような立法をされるかは今後の問題でございまして、わかりません。

○三浦(陸)委員 韓国系日本人といふのでしようか、両方の国籍をそのまま、いわゆる重国籍のままに認めるというふうな考え方では成り立ちませぬか。

○批田田政府委員 これはたびたび話が出ておりますけれども、国籍唯一の原則といふのが国籍法を考へる上におきまして重要な原則でございまして、いくといふことになるわけではございません。これは、韓国でどのような立法をされるかは今後の問題でございまして、わかりません。

したが、いまして、重国籍はなるべく解消していきたいというのが私どもの考え方でございます。で、韓国との関係だけに限って重国籍を認めるというふうなことはいたしかねるわけでございまして、原則として重国籍の宣言をするなり離脱をするなりというふうなことにによりましてどちらか一つの国籍にするようにしていただきたいというふうに考えます。

○三浦(陸)委員 日本とアメリカですと、国も違ふので一律には言い切れないですが、アメリカの場合には重国籍に対してそれほど難しい持組みを持っていないようでありまして、アメリカ合衆国移民及び国籍法の改正、一九七八年十一月二日でありまして、その第三百四十九条A項の五号というふうなものは、旧米、合衆国の市民が外国の選挙で投票権を行使した場合、合衆国市民権を喪失するといふふうな規定でございます。ここは重国籍を前提としております。ただその上で、認めるけれども選挙権というふうな極めて公的色彩の強いような規定であることまでいくのは行き過ぎであるというふうな規定だと思ふのです。ところが、この規定に対して、ポランド国民で合衆国に移住し帰化により合衆国市民権も持つておりますアフロイムという人がイスラエルで投票権を行使したため、この三百四十九条によりまして市民権を喪失してしまつたわけですが、ところが、これは違憲だとして提訴しまして一九六七年失札しました。先ほどのをちよつと手直しをいたします。アメリカ合衆国移民及び国籍法の改正されたのが一九七八年十一月二日でありまして、その根拠となりまして先ほど読み上げました法文というものは、アフロイム事件の判決で最高裁がこれは違憲だといふふうなことで無効にいたしました。そこで最高裁の判決に従ひまして法規が変わつてきたわけでありまして。

これは我々日本からすると大変なことだろうというふうに思ひます。例えば国内で重国籍を持つてゐる人が出たとしまして、普通の市民生活を営むのは仮にともかくとしまして、あるいは公務員

でもいろんな種類の公務員の方があらうと思ふのですが、例えば国政に参画するような立場、そういう被選挙権を持つとか、あるいは選挙権を行使するといふふうなことはなかなか難しいと我々は理解いたしますが、アメリカの場合はそれもいじやないかといふふうに変つたわけですが、アメリカ自身も禁止してゐたものが今やアメリカではよしとしたといふ一つの背景には、アメリカはたくさん民族をもつて成り立つてゐるから仕方がないといふ考え方ともどもに、世界的な流れとして今開かれた流れに來てゐるのかなという感じもしないではありません。そういうふうなことも踏まえて、今の日本ではということではありませんが、将来的な課題として開かれた、国際化されてゐる日本にふさわしいような、そうした検討もおおいする時期が來たのかなといふふうに思ひます。

そこで、このアフロイム事件についてもし御意見でもあれば聞かしていただきたいと思ひます。○批田政府委員 ただいまお話しになりましたような事件、それからアメリカの法律の考え方などについては私も承知いたしておりますが、アメリカは今お話しございましたように移民受け入れ国でございます。多数の国の移民を受け入れて國を成立されたといふところから重国籍といふものを否定しては成り立たないといふような要素がございしますので、そういうことが比較的とりやすかつたのではなからうかと思ひますが、しかし我が國におきましては、そういう考え方は從來からもとられておらないところでございます。今後重国籍者がどうしても残るような場合にどのようなことまでが許容できるかといふことについては議論が今後ともなされるだらうと思ひます。今度の改正法律案につきましても、日本の国籍を選挙する旨の宣言をした場合、なお重国籍のままに残つておる者が外国の公務などに自分の意思でついたといふ場合の措置なども規定いたしておりますけれども、そういうふうなことが實際上、運用上どうなるかといふような点についても先ほどお

話しのような点が考え方を固める上にも一つの参考にならうかと思ひます。

○三浦(陸)委員 我が國でも、やむを得ない状況からにせよ重国籍でありまして、一つの議論としては今言つた参政権の問題があらうと思ひます。また就職の際に、例えば国籍を書くとき普通は日本なら日本だけで済むのに重国籍だと二つ書かななくてはならないものかとか、あるいはその際に二つ書くところ一つ書いたら履歴書は詐称といわれるべきものなのかどうか、あるいは鉱業法におきまるとあるところ、日本国民に限定する法律など二つ持つていけばどちらでも使い分けができるというか、そういうふうなことは重国籍の方が単一国籍所有者よりも有利なかなといふふうな主張があれば國によつては兵役の義務が課せられる、國民の義務が課せられたときに大変複雑な問題も起るかなとか、特に忠誠義務なんというのを規定した場合には大変難しいと思ひます。それから、日本の場合でも特に公務員の就任について、外務公務員といふのは特別法で禁止されておりますが、他の一般の公務員には別段禁止規定はないのだからと思ひます。そうしたケースはどう考へていくか。特に、単純に外国人でなく日本と外国と二つの国籍を持つてゐるような場合には、極端に言つと外国人ではだめであつても日本人としてならぬか、そういうふうな関係もあるいは、今現在あるのを私知りませんが、これから起るかもしれない。重国籍がふえた場合問題があると思ひます。

では、次に質問を進めまして、台湾系中国人が現在無国籍となつてゐる場合、個人的ではありませんが、その理由及び推定数並びに帰化をする場合の取り扱いといふのはどのようにしたらよろしいのでしようか。

○批田政府委員 いわゆる中国系の無国籍で在日しておられる方の数ははつきり私どもはつかんでおりませんが、千数百人程度おられるの

ではなからうかと思ひます。そのような方々は日本の国籍法上は外国人でございしますので、日本に居住を持っておられまして、そして国籍法で定める条件を備えておられます場合には、法務大臣の許可によつて帰化する道が開かれておるわけでございまして、現に今までもかなりの方が帰化されておられると思ひます。

○三浦(陸)委員 次は、個々の法文の解釈をめぐつて、細かいことですが、ちよつとお尋ねをしたいと思ひます。

第五條第一項の四号であります。旧米「独立の生計を営むに足る資産又は技能があること。」とありましたが、今回「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。」のようになつてしまつた。これはいわゆる生活能力といふか経済条件の緩和規定だと思ひます。

で、この規定は、資産が余りないと、確かに日本に來てすぐ生活保護云々といふことでは困るかと思ふので、恐らくそういう配慮かと思ひますが、これは資産の下限を決めたものだと思ひます。で、そしてしかもその下限を改正によつて条件を緩和しようとしたわけですから、帰化の際には、資産がないといふか少な過ぎることは問題であるけれども、豊富であるといふことは帰化のときの妨げにはならないと思ふのですが、どうでしょう。

○批田政府委員 おつしやるとおり、この要件に当たる生計を一にする世帯全体で生計を営むことができれば条件は満たすわけでございまして、それ以上資産があるといふことは、むしろ一般的にいいますと好ましいことであつて妨げになる理由にはならないと思ひます。

○三浦(陸)委員 次は、第五條の二項であります。が、「外国人がその意思にかかわらずその国籍を失ふことができない場合」とありますが、これは具体的にどのようなことでしょうか。

○批田政府委員 例えば、ある國では外国の国籍を志望によつて取得した場合に当然に国籍を喪

失するのではなくて、その後離脱の手続をとることによって初めて離脱を認めるという国がございいます。そのような国の国籍を持つておられる外国の方が日本に帰化されようとしてますと、

一般的要件、新しい法律で申しますと五条の一項の五号でございいますけれども、この要件に当たらないということになります。ただし、日本の方の帰化が先に与えられますと、その国では当然といえますが、簡単な手続で当該外国の国籍を喪失できるという場合に、その食い違いのためにだけ帰化を認めないというのは酷な場合があるだろう、そういう場合が一つでございいます。

それからもう一つ、難民などのような場合に、形式的に申しますか、その国籍はあるわけでございいますけれども、ただ、それが実効性がないと申しますか、そしてまた難民のような場合にはその国の国籍の離脱手続を事実上とることができないというようなこともございいます。そういうような場合に、総合的に考えまして帰化を許可するという道をここでつけたというのがこの改正の趣旨でございいます。

○三浦(陸)委員 以下、改正法でありますので、コメントアール的にお尋ねいたします。

同じ第二項の中で「特別の事情」と書いてございいますが、「特別の事情」と認めるときというその「特別の事情」とは具体的にどのようなことでしょう。

○批田政府委員 これは、先ほど申しました五条一項五号の重国籍防止条件というのは、条件としてもかなり重要な条件でございいます。したがって、ただ先ほどお話が出ました「その意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合」というだけで単純に重国籍防止条件を免脱するといふわけにはいかなないのであります。それにやはり特別に日本の国との結びつきが強い、例えば日本国民との親族関係があるとかいような場合であるとか、またはその境遇が、先ほど申しました難民等のような場合に、日本のほかには行くところがなく、日本で定住したいというような、

そういう特別な事情があるというときに重国籍防止条件がなくてもこれを認めるという意味で、そういうような特別な事情をここに掲げておるわけでございいます。

○三浦(陸)委員 次は、第八条の四号であります。これも新設の規定であります。「日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの」というありますが、この規定は日本生まれの無国籍者に優先的に帰化への道を広げていったものと理解してよろしいのでしょうか。

○批田政府委員 これは、国籍法を考へる一つの原則として無国籍者をなるべくなくそう、人権規約などにもありますけれども、なるべくどこかの国の国籍を子供に与えたいという思想がございいます。そういうものを受けましてつくった規定でございいます。これはどういふことかと申しますと、日本で生まれた子供である、しかし、日本の国籍が直ちに与えられるものではございません。生地主義の国であるという方が両親で日本にきて子供を生んだという場合に、生地主義の国の場合には外国で生んだ子供さんについては与えないというふうなことで、そういうのはさきから日本で生まれた子供さんでこの国の国籍も取得しないというところが、これはこれでございいますけれども出てまいります。そういう方でも、血統的には日本とは関係ないわけでもございいますけれども、日本に引き続き三年以上住所を有する方について、もし日本の国籍を取得したいというならば帰化を認めることによりまして、無国籍の方をそういう地縁によって解消したいということがこの規定のねらいでございいます。

○三浦(陸)委員 無国籍者を少しでも少なくしたいという趣旨、そして特に日本で生まれたこと、ございいますから大変いいことだなというふうに思っています。その次に第九条であります。これはこれまであったのですけれども、「日本に特別の功勞のある外国人については云々と書いてありますが、日本に特別の功勞のある外国人」の「特別の功勞」というのは、具体的にどのようなことでしょうか。

ある外国人については云々と書いてありますが、日本に特別の功勞のある外国人」の「特別の功勞」というのは、具体的にどのようなことでしょうか。

○批田政府委員 この規定は現行法にもある規定でございいますけれども、実はまだこの規定によりまして帰化をされた方は例がございませぬので、具体的な適用例がないわけでございいますけれども、一般的原則、新法で申しますと第五条に掲げられております要件がなくても、これはもう日本に特別の功勞があったわけだから、例えば住所要件が仮に欠けておるといふような方につきましても、これは御本人が希望されるならば帰化を認める、そういう道があつてもいいではないかというところで設けられたものだろうと思ひます。したがって、要するに通常の五条の要件というものをいわずに考えなくてもいいような、そういう特別の功勞というニュアンスでこの条文は読むことになるのではないかと思います。

○三浦(陸)委員 次に、第十一条二項についてお尋ねをいたします。

「その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う」という規定と第十三条一項「法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を離脱することができ」とあります。大変よく似ているようでありますが、その規定の違いはどこにあるのでしょうか。

○批田政府委員 十三条の方の方は、重国籍者の方が日本の方に向かつて日本の国籍を離脱するという場合の規定でございいます。十一・二項は、我が国と同じような国籍選択の制度を持つていて、国があるといった場合に、その国の国籍と日本の国籍の両方を持つておられる方が外国の方の国籍を選択した場合には日本の国籍を失う。要するに、アクションの起こし方が十三条の場合には日本の方に向かつての意思表示であり、十一・二条は外国の方に向かつての意思表示ということが違ひだろうと思ひます。

の重国籍者のような場合に、イタリアの国でイタリアの国籍を選択すれば自動的に日本国籍を失う、しかし、十三条一項でやってもよろしいということですね。

それでは、次は第十二条との関連なんですが、「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは」というのが改正法案です。現行法は「外国で生まれたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は」とあります。これも大変紛らわしい規定でありますので、ひとつ解説をお願いしたいと思ひます。

○批田政府委員 現行法は「外国で生まれたことによつて」ということでございいますので、その生まれた国が生地主義をとつておる、そのことによつて「その国の国籍を取得した日本国民」ということでございいます。第十二条の方は「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたもの」という表現でございいますので、その出生によつて外国の国籍を取得したその原因が生地主義によるものだけではなくて、その出生ということと血統主義によつても外国の国籍を取得するという場合も含むこととなります。したがって、九条の場合よりは新法の十二条の方が範囲が広くなるというところでございいます。

○三浦(陸)委員 アメリカとかブラジルなどのいわゆる生地主義だけを考へておつたけれども、今度はすべての国を含むようにしてあるという理解でいいですね。

その次の質問は、第十三条であります。第十三条には、「法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を離脱することができ」とあるのですが、法務大臣への届け出が困難な場合、これの代替的方法としてはどう考へたらよろしいのでしょうか。

○批田政府委員 最終的には法務大臣のところ、にその離脱の意思表示が到達しませんが、離脱の効果は認めることはできないわけではございいます。実際問題といたしますと、この離脱の届け出につきましましては在外公館を通じてすることもできます。

ので、そういう意味では直接法務大臣に届け出る必要はないということになるかと思ひます。

○三浦(陸)委員 そうすると、外国にいる場合には在外公館でも構わないという理解ですね。

今度は、北朝鮮のように在外公館を持ち得ない人のような場合、代替的な手段として現実的にはどうかとは思ひますが、訪朝した人々に託すとか、向こうの方から日本へ郵送で依頼するとか、そういうことも可能になりますか。

○批田政府委員 法務大臣のところに意思が明確に届けばいいわけですが、ただ、それが御本人の確たる意思であるかどうかということがどうやって担保されるかという問題にならうかと思ひます。その担保の方法がとられましたならば、今おっしゃったような方法によつても可能ではなからうかと思ひます。

○三浦(陸)委員 国籍の選択の問題についてお尋ねいたします。

先に十四条二項の問題であります。戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言をする」とありますが、仮に宣言をしても、重国籍の一方の相手方がこれを認めないような場合、これはどういうことになりますか。

○批田政府委員 このような宣言をいたしましたも、それは日本の国に対する意思表示でございますので、当然に外国に対する関係では効力を及ぼさないこととなります。ただ、当該外国の方で我が国の新法の十一條二項のような規定を設けておられますと、そこでその外国の国籍の方がなくなるという関係には立とうかと思ひます。そうでない、この宣言をしたからといって外国の方の国籍が直ちになくなるというものではないと思ひます。したがひまして、この宣言をしただけでは重国籍という者が残ることがかなりあるかと思ひます。

○三浦(陸)委員 次は、第十五条三項後段のただし書きに「その實めに帰することのできない事由」とあるのですが、例えば在外公館に遠いところにな

住んでいてとか、届け出書が何らかの理由で郵送中に紛失してしまつた、あるいは外国に行つたばかりで手続に疎いとか、考えられるのですが、そのほかにもどんなことがあるのでしょうか。

○批田政府委員 このただし書きの「その實めに帰することのできない事由」というのは、天災を例示に挙げているわけですが、御本人が病気で入院中であつたとかいうようなことがあるわけではございません。要するに、客観的に見てその間に手続をとることができない、その手続をするに期待できないような事由があればこれに当たることにならうと思ひます。

○三浦(陸)委員 同じく第十五条三項後段のただし書きに「その選択をすることができに至つた時」とありますが、これはどういうことでしょうか。

○批田政府委員 それはただいま申し上げました、要するに選択の手続をすることができない事情がやんだときということでございます。例えば入院した場合に、退院してその手続ができるようになつた場合、天災がやんで交通事情が回復するとかいうようなことでございまして、前に申しました「その實めに帰することのできない事由」がやんだときというふうにならうかと思ひます。

○三浦(陸)委員 次は、第十六条一項でありますけれども、「選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない」と。何か当たり前のやうな氣もするのですが、特段の意味があるのでしょうか。

○批田政府委員 これは、日本の国籍の選択の宣言といふことの中身が日本の国籍だけにするとしようと思ひます。天災がやんで交通事情が回復するとかいうようなことでございまして、前に申しました「その實めに帰することのできない事由」がやんだときというふうにならうかと思ひます。

しかし、これは外国の国籍法の内容によつては

單純にできない場合もございますので、「努めなければならない」と、要するに宣言に沿つた行動をすることをここで訓示的に求めているわけではございません。

○三浦(陸)委員 時間で、最後になりましたが、また初めに戻ります。

第三條、「二十歳未満のもの」とありますが、これににつきまして、二十歳以上の者の場合、国籍取得に對する特別な考慮というのはいり得るのでしょうか。

○批田政府委員 二十歳以上になられた方につきましては帰化の手続ということになります。これはもう既に準正で日本人の子ということになるわけではございませんので、簡易帰化の手続にやるといふことにならうかと思ひます。

○三浦(陸)委員 質問を終わります。

○宮崎委員長 野間友一君。

○野間委員 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案について質問をいたしたいと思ひます。今回の法の改正ですが、これは私も婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の批准、それに伴う国内法の改正といふことを常に求めて今までやつてきた者の一人として、その一部としての国内法の整備ができたといふことは大変うれしく思つておりますが、先ほども議論されましたように、中身についてはいろいろな問題と申しますか、それぞれの意見が出ておることは御案内のとおりであります。

きょうは初日でございますので、基本的な点あるいは逐条的な中身についてひとつ明らかにしたい点があるといふふうに思ひまして、そういう立場から質問をしたいと思ひます。

まず最初に、国籍とは一体何なのか、この概念規定、そこからお聞きしたいと思ひます。

○批田政府委員 国籍といふのは国家と国民とを結びつける法的な関係あるいは法的な地位といふふうに定義づけられておりまして、また実質的な面から国家と人間とを結びつけるものと帯とかいふやうな形で定義づける方もおられま

す。

○野間委員 国籍を持つことあるいは国籍を取得することは、憲法上は権利として位置づけたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○批田政府委員 権利といふと、何か請求権的な意味での権利ということになります。これは問題があるかと思ひます。ただ、日本の国で生まれて日本の民族といふか、そういう血を引いている方にとつてみれば、ある一つの、日本の国民としての一員に加えてほしいというやうな気持ちが出てくる、それを尊重するといふやうな形で関係はあろうかと思ひますが、請求権的な意味での権利といふやうな対象になるものではないだらうと思ひます。

○野間委員 国籍と戸籍との関係ですが、一体戸籍とは国籍との関係で何なのか、お答えいただきたいと思ひます。

○批田政府委員 戸籍と申しますのは日本国民の身分関係を登録、公証する制度でございます。そういう意味合いにおきまして、日本国民といふのは日本国籍を有する者でございますので、日本国籍を有する者が戸籍に登録をされるという関係にならうかと思ひます。

○野間委員 国籍の権利性といふことを今聞いたのですが、これは憲法典の中の国民の権利及び義務、この最初の条文、十條に「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」といふのがあります。ですから、これはやはり基本的人権の一つじゃないかと思ひます。

○批田政府委員 日本国籍を有している者につきましては、その国籍を奪うかどうかという局面でとらえる場合には、一つの基本的な権利に該当するやうなやうな考え方で見られるべき性質のものであろうかと思ひます。

○野間委員 この法で言う「日本国民」あるいは「日本人」、この使い分けといふのは何か理由があるのですか、どうなんですか。

○批田政府委員 「日本人」と書きましても、

「日本国民」という表現をしましても、同じく日本

国籍を有する者という点について概念は同じでござ

います。ただ、各法律によりまして「日本国民」と

いうふうな表現をする法律もございますし、「日本人」と

いう表現を使うところもございますので、そういう関係でその法律、法律に合わせた

言葉の使い分けをしておるわけでございます。○野間委員 国籍法では「日本国民」という表現

がありますね。戸籍法では「日本人」となっていますね。これは何かそういう使い分けをする理由が

あるのですか、単に体裁の上だけの問題ですか。○批田政府委員 これはどちらかに統一をして

もいいものであらうと思いますが、現行法の上で国籍法は「日本国民」という言葉を使い、戸籍法は

「日本人」というふうな言葉を使っております。現行の戸籍法が現行の国籍法よりも前につくられま

した。そういうことで「日本人」という言葉を使つたのではなからうかと思ひます。今度の改正がお

のの法律の一部の改正でございしますので、ほ

かの字句と合わせまして「日本国民」とか「日本人」とかというふうな、それぞれの法律で既に

使っている言葉に合わせただけでございまして、それ以上の意味はございません。○野間委員 と

ころが、「外国人」というのは、これは国籍法も戸籍法もひとしくそういう用語を使つておるわけ

ですね。だから、日本人に對して外国人というならともかくとして、これは法体系の中でそういう

スタイル、「日本人」とか「日本国民」、いろいろなそういう使い方の使い分けをしておるの

がたゞさんあるのですか。○批田政府委員 一つ一つ私記憶しておりませ

んけれども、いろいろな使い方をしているように思ひます。なお、ただいま「外国人」という言葉のお話

がございましたけれども、これを日本国民に合わせまして外国国民と言つてもいいやうな感じは

するわけではございませぬけれども、ただ、無国籍の方がございますので、そういうことを避けて言

うために「外国人」という表現を使うのはかたはな

ら、重国籍をそのまゝにしておいて、そして實際

上抵牾が問題になるやうな事業をその具体的な問

題について協定で解消するやうに努めるのか、そ

ういうやうないろいろな考へ方をとつておるわけ

でございませぬ。○野間委員 国籍の選択制度とい

うのは、とにかく甲か乙かと、それでその選択をしない場合には

なくしていくという国家の一つの行為によつてい

わば終つてしまふ、そういう効果を持つわけだ

すね。そういう強権的なものかといふのかどうか

といふことがいろいろ議論をされておるわけで、む

しろそういう点で国籍離脱の自由という観点か

ら、この二重国籍回避の措置としてこれ以上は強

制しないという国が随分あるやに聞いております

が、世界の中で、こういう国籍選択というやうな

ことで國家の行為でどちらかに決めるというやう

なところは、数というかそのウェイトが高いのか

どうか、その点はどうなんですか。○批田政府委員 これは先ほど申し上げました

ように、選択制度といふものをそのまゝの形でと

つておる国は、数としては現在のところそれほど

多くはございませぬ。ただ、ヨーロッパ理事會

におきまして、関係評議會で選択制度を採用する

ことがいよいよという決議もいたしておりますので、それに従つてイタリアなどもそういう制度

を

改正しようという作業をする国におきまして

は、そういうやうなことを採用していく可能性も

あるのではなからうか。私どもとしますと、我が

國がとつておるやうな選択制度というやうなもの

が各國でも多くなりまして、それによつて自動的

に重国籍が解消されるというところになつて望ま

しいという感じはしておりますけれども、今後どの

程度選択制度といふものを採用する國がふえる

か、これは今のところ未知数でございませぬ。

○野間委員 それから、重国籍のメリット、デ

メ

リットといふこと。特にメリットは、先ほど言

われたのですが、例えば外國へ旅行なり渡航する

場合のパスポートの問題等々といふやうな話も

あつたと思ひます。アメリカの問題については

は、いわゆる忠誠義務の問題とかあるいは兵役義

務、こういう点で問題になるやにいろいろの人物

本には書いてあるのですが、外交保護権の問題に

ついて、一九三〇年のハーグの條約、これがあ

りますが、日本は批准していませんが、これに基

づいて保護権の行使があつたといふやうな例が、

○

批田政府委員 我が國との關係におきまして

そのやうなことが問題になつたといふ例は聞いて

おりませぬ。○野間委員 そうしますと、どこかの國の間

においてそういうのが幾つか例はあるのですか。

○批田政府委員 ちよつと事案は定かではない

のでございませぬけれども、國際司法裁判所でさう

いう二重国籍の場合の外交保護権の問題が取り上

げられたといふことがあるといふことは聞いてお

ります。○野間委員 そうしますと、確認ですが、二重

籍を持つた人、日本におるのに外國から外交保護

権

を使つたといふケースは今まで全くないとい

ふことですね。○批田政府委員 外務省に聞かないと

はわかりませぬけれども、そういう日本の

の国籍と外國の国籍を持つてゐる者についての

外交保護権のことが日本の國に對してなされた

といふことも私は聞いておりませぬ。○野間委員

未発効のものですが、忠誠義務に關

連して、二重国籍のある場合における軍事的義務

に關する議定書といふのがありますね。これは忠

誠義務との關係で一体どうなりますか。○批田政府委員

そ

の点については大変難しい問題でございまして、

本人にとりましてもかなり苦しい立場に追い込まれる

ことがあらうと思ひますが、しかし、それがある

程度の線で割り切ると

第一類第三号 法務委員會會議録第五号 昭和五十九年四月三日

いうために、常住するといいますが、そういう実効性のある外見を持つ国の方が優先して兵役の關係を処理するというようなことであらうかと思ひます。

○野間委員 デメリットと申しますか、特に成人に達した以降、忠誠義務、特に兵役の義務ですね、それと外交保護権の問題を言われるわけですが、今までもかなり重国籍の方がおつたのですが、こういう点でも過去一切問題になつたケースはないんだというふうに理解していいんですか。

○批田田政府委員 外務省あたりで問題になつたことがあるかもしれませんが、私どもの知る範囲内では、そのようなことがあつたということとは聞いておりません。

○野間委員 こういうのが出てくるのは、特に外国籍の放棄宣言をした。ところが、外国の法制度の中で、無条件に国籍の離脱を認めないという国との關係でこれからやり出してくると思ひますが、今特に韓国の問題も出ておつたと思ひますが、無条件に国籍の離脱を認めない国というのは世界にかなり数が多いのですか、どうですか。

○批田田政府委員 無条件で離脱を認めないという国は、数字的にはちよつと把握しておりませんが、かなり多いというふうに思ひます。

○野間委員 政府の許可制度にかからせるとか、あるいは兵役義務が終つた後とか、そういうのがあるように思ひますけれども、そういう点で、これからあるのかないのか、これは実態はともかくとしても、こういう法制度の建前からすれば、それに対応する手だてが必要ではなからうかというふうに思ひますが、やはり外交上の措置、例えば国際的な協定を結ぶとか、あるいは二重国籍の取り決めの結ぶとか、そういうような努力がこれからとられてしかるべきではないかと私は思ひます。これは法制審なり、あるいは法務省の部内でもいいんですが、論議なり討議の中でそういうものは出ておるのですか、どうですか。また、これについて、法務大臣も、国務大臣ですからね、やは

り外交上の問題についてこういう点で十分考慮措置をする必要があるのじゃないかと思ひます。いかがでしょう。

○批田田政府委員 一番理想的に申しますと、世界全体で共通の国籍法ができるということが理想でございます。しかし、それは實際問題としてできないわけでございますので、なるべく協定とか条約によつて、二重国籍とかの抵触がない、あるいは無国籍者が生ずる各間ができないようにするということが望ましいわけでございます。したがいまして、ヨーロッパの關係諸国においてはそういう協定を結んでおるところもあるやに聞いておりますが、ただ我が国の場合に、どういふ国とどういふ協定を結ぶべきかということになるとなかなか難しい問題がございます。こういう条約とか協定とかいふのは、具体的な問題が起るのを契機とするようなことも多いようございいますので、将来各国がどういふような立法をしていくかというところを見定めながら、必要があればそういう協定を結ぶという働きかけをすることが必要になる場面も出てくるかと思ひます。

○野間委員 「法務大臣いかがですか」と呼ぶ

○佐田政府委員 これは国際関係は国家間の問題としても大変デリケートだと思ひますが、そういうようなこともあつて、例えばヨーロッパ諸国あたりは關係理事會あたりでこの問題を真剣に議論をしておる。そしてそういう衝突の芽を未然に防止しておこう、こういうような考え方でそういうことをやっておるのだらうと思ひます。これは扱ひ方をちよつと間違ふと大変なことになる。そういう意味で、これは外交關係ということになるわけでございますので、日本としてもそういう問題が起らないようにいろいろ手当を考へておく。二重国籍でやるのかあるいは国際条約でそういう方向へ持っていくのか、これはいろいろやり方があると思ひますが、そういうことがこれから必要になつてくるのじゃないかなと思ひ思つております。

○野間委員 これももう既に出てましたが、韓国

あるいは朝鮮民主主義人民共和国ですね。特に韓国の場合には、日本に永住権を申しますか、永住をしておる者については兵役の免除というのがあるようですね。ただ、永住といふのは一体どういうことなのかということと福澤先生の方からもいろいろと論議がなされておりましたが、特に近隣諸国とのトラブルが起らないようにやはり明確に法の改正の中で国際的な整備をする、そういう必要が特にあるのじゃないかというふうに私は思ひましたので、その点お聞きしたわけですが、ちよつと条文の中身について、若干逐条的になるかも知れませんが、お尋ねしておきたいと思ひます。

まず三条の「準正による国籍の取得」であります。これは二十歳未満ということ、未成年に限定されておるわけですね。この理由、あるいは「日本国民であつた者を除く」とわざわざ括弧の中にこれが書かれておるのはなぜかということ、それから「出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき」という規定がありますが、これは、生まれたときに国民であれば現に国民でなくても継続性は問わぬというところが三条の中では読み取れると思ひますが、それはそういう解釈でいいのかどうかが。

○批田田政府委員 それはただいまお話しのとおりでございます。今、中間が切れてもいい、そういうケースはまれであると思ひますけれども、中間は切れてもいいという考えでございます。

二十歳未満ということに限定いたしましたのは、二十歳を超えたと一般的に外国人として社会生活を営み始めていくという實際がございいますので、個別に帰化の手続によつて判断をするのが適當であらうということでございます。また、こういうケースの場合に、準正になりますと、その時点からは日本人の子ということになつて簡易の帰化の手続によることになるわけでございます。二十歳に達するまでにそのような積極的な日本国民の希望がある者は帰化によつて日本国籍

を取得している場合も多いであらうというやうなことも背景としては考へておるところでござい

それから、「日本国民であつた者を除く」というのは、かつて日本国民であつたのになつたという意味は、これは志望によつて外国の国籍を取得したか、あるいは二重国籍であつて離脱の手続を日本の国籍についてしたかというケースでございます。そのように積極的に外国の方に向かつての行爲をしたという方については、これは簡易なといひますが、意思表示だけで日本国籍を取得させることは適當でないという要素があるのじゃないかということによるものでござい

○野間委員 きようはそういうふうなその点についてはお聞きしておきたいと思ひます。

五条の帰化条件の問題で、特に一項四号の生計要件の問題、これは確かに大要緩和されたということ、これは前進面を評価するのですが、この「配偶者その他の親族」、これはもちろん配偶者だけでなく、配偶者だけでは足りない場合にはその他の親族の資産等をトータルして判断するのだというやうな趣旨ですか。

○批田田政府委員 これは生計を一にする単位で考へておるわけでございます。その中では配偶者、親族、また自分、そういうものをトータルして考へるということでございます。

○野間委員 そうしますと、生計を一にしておれば、配偶者だけではいわずに資産、技能ではもう一つだけれども、親族も合わせれば要件は充足するのだというやうな考え方ではないわけですか。

○批田田政府委員 そのとおりでございます。○野間委員 それから、二重国籍の問題、「その意思にかかわらずその国籍を失ふことができない場合」、これはいわゆる離脱の点で非常に障害があるケースだと思ひますが、「親族關係又は境遇につき特別の事情がある」というふうになつていますが、この二項を置かれた理由と同時に、「親族關係又は境遇につき特別の事情」、これは一体どういふやうな中身になるのか。と同時に、「又は」とい

のがありますね。これはまさに「又は」でオアという意味に解しているのか。

それからもう一つは、この場合当然重国籍者になると思うのですよ。そうなりましたら、それはそれでいいのでしょうか。それと同時に、今度は、重国籍者ですから、十四条との関係は一体どういうことになるのか。ちよつとわかりにくいものですから……。

○批田政府委員 「外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない」というのは、先ほど御指摘になったとおりでございます。そして、そういう場合でありまして常にとりわけではございませんので、例えば日本国民の子供であるとか、あるいは境遇というものは、先ほどもちよつと申しました、例えて言いますと難民であるとか、そういうような境遇にあるという、そういう特別な事情がある場合には、これは重国籍防止条件である第一項五号の要件がなくても許可することができるといふことで道を広げたわけでございまして、ただ、こうやりますと、重国籍の防止条件を満たしておりませんので、日本の国籍を帰化によって取得するのには、なお外国の国籍もあわせて持つという状態が残ります。

したがいまして、十四条の関係では、その取得した時点が二十歳に満たないときであるときには二十二歳までに、それから二十歳を超えている場合には取得したときから二年以内に選択をしていただくということになります。そして、十六条の関係の一項で申しますと、要するに日本に帰化した後ならば離脱の手続ができるというような外国の法制になつてゐる場合にはその手続をするように努めていただきますということで、あとは一般の重国籍と同じような関係に立つことになるわけでございます。

○野間委員 この場合には、国際的な関係というのはその心配しなくていいのですか、どうなんですか。その二項との関係ですね。

○批田政府委員 これは特にそのことによつて国際的な問題が起るということは余り予想され

ないところでございます。各国でどのような場合に帰化を認めるかというのは各国の主権に任されているところでございますので、特に国際的な問題になることはないのではないかと思います。

○野間委員 七条のこの簡易帰化、特に配偶者の場合の要件ですが、三年以上という条件。今度は夫の場合も妻の場合も同じにされたと思ひますが、私たちが既に法案要綱を出しておりますし、また各運動団体の方々の意見もこれあり、三年以上というのには非常に長いんじゃないか。特に配偶者の場合ですね、妻にとつてはこれが三年というふうになるわけだし、どつちにしても三年というのには非常に長いんじゃないかというふうには私たちが思つておるのです。私どもの案では一年以上というふうにしておつたのですが、実際にこういう帰化条件に合うのか合わないのかということ、それはそれなりに調査と申しますか判断する期間が必要だということもわかりませんが、これについて実務家等の話を聞きまして、一年以上あれば十分調査可能なんだ、こういうことを言われております。

特に後段の「日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し」云々と、この場合には一年でいいわけでしょう。これは恐らく婚姻関係のそういうウエートが前提となつておることは間違いないと思ひますが、しかし、それはそれとしても、その調査という観点からすれば別にそんな三年ということでもなくても一年以上でいいんじゃないかというふうには私は思つておるのですが、どうなんですか。

○批田政府委員 現行法でも同じでございますけれども、この配偶者の居住要件というものは、日本に同化をしていく程度を最少限度居住何年というメルクマールで見ようということだろつと思ひます。そういう面でも考えますと、一般よりはかなり短く、三年ぐらゐ日本に居住している者ならば婚姻後直ちの者でもいいという要素が出てくるのだ、殊に、日本人と婚姻をするという身分関係によつて非常に日本とつながるということが加

味されるということでもう言えるだらうと思ひます。

一方、婚姻の場合には、婚姻関係が三年続いておれば日本とのつながりもそれ自体あるわけだから、あと居住の関係は一年でもいいだらう、その両方のどちらかから日本に同化しているという要件があればいいという、それが最低基準だらうという考えでございまして、調査の期間ということに力点を置いて考えておるわけではございません。なお、これは若干余談になるかも知れませんが、けれども、婚姻ということによつて帰化が簡易にできるということ、実務的にときどき仮装婚姻といひますか、實際上それほど婚姻の意思がないのに婚姻という形をとつて、帰化許可を受けたら別れというふうな意図で婚姻をされるという例も聞かないわけではございません。そういうふうなことも頭の片隅にはあつたということでございます。

○野間委員 それから八条の一号ですね、「日本国民の子で日本に住所を有するもの」、これはいろいろなつながりがありまして、どういふケースなのかということ、私、今考えておつたのですが、この「日本国民の子で日本に住所を有するもの」、これは経過措置の五条で救済されない者を指しているのかどうかさつぱりわからぬのですが、これはどういふ場合が想定されておるのですか。

○批田政府委員 これは現行法で申しますと、確かに経過措置の五条で救済される方もこれによつて簡易帰化になるといふ形でございしますが、新しい法律になりましたというケースは減ると思いますか、なくなるわけではございません。全くそういうことがないわけではありません。で、例えば三条の関係の準正の子供で二十歳を超えておるといふ者もこれに入つてまいりますし、それからまた、離脱したけれどもまた戻つてきたとか、そういうような方もあるわけではございまして、これはどういふことを問はず、とにかく日本人の子であつて、しかも日本に地縁性があつて住所があれば簡易に認めようということ

で、この要件に当たりさえすればいいということとで考えておるものでございまして。現行のままのものを、新法になつても削る必要はないという意味で残しておるわけでございます。

○野間委員 そうすると、新法になつてもこれでもつて申請する、そういうケースもあるということとが想定されておると思うのですが、いまお伺ひしたことをまた一遍さらに検討してみたいと思ひます。

同じ八条の四号ですね、これはどういふ場合を想定されておるのか。これも例の経過措置との関係でどういふのが出ておるのかどうか。

○批田政府委員 四号はちよつと特殊なケースでございます。日本は生地主義をとつておりませんけれども、両親が日本に生じて日本で子供が生まれた。しかし、その子供は両親の關係、両親の本國といひますか、国籍を有している國の法律からいたしますと血統主義をとつておらない、あるいは血統主義をとつておつても國外で生まれた者については認めないとか、そういうふうなことで無国籍になるといふケースがまれにあります。そういう場合には、日本で生まれたという縁があるわけでございますので、そういう者を無国籍のままでおかないで帰化が容易にできるという道を付けておいていいのではないかと。そのためには日本に地縁性がかなり深まるという意味で三年以上引き続き住所を有するということとを条件に加えておりますけれども、そういうふうな条件があれば、無国籍者なるべく解消するという趣旨から簡易な帰化を認めてもいいということとで新設した規定でございまして。

○野間委員 経過措置と私が申し上げたのは五条ですね、これはこれからつと論議になると思ひますが、未成年者に限るといふことで、特に沖縄の無国籍の子たち、これは戦後三十八年たつておるわけですから二十歳を超えた人もおるわけですから、そういう人はこれでやれということなんですか、どうですか。

○批田田政府委員 もしその方の母親が日本人であるというケースの場合には一号でもいくわけですが、そういうことでなくて、四号の条件に当たるという方は四号で簡易帰化ということになるわけでございます。

○野間委員 これが経過措置の国籍の取得の特例、五条で、四十年一月一日からということでも未成年に限るということはけしからぬ、もつと長く、例えば憲法施行時あるいは現行法の施行時にまでさかのぼって当然認めるべきである、これは本人たちの責任ではないのだ、これは私は強い説得力があると思うのです。それを、これはまた飛んで経過措置の五条で聞くのはあれなんです、何でこういうふうな未成年に切ったのか。特に沖縄の場合にはああいう経過の中で、私も調査に行きましたけれども、大変な状態が生まれておるわけで、少なくともこういう人たちに對して帰化という手続でなくて、やっぱり最初から国籍を取得させるという意見ですね、これも私は十分な理由があると思いますが、何でこういうふうな経過措置の中で未成年に限ったのか、その点について。

○批田田政府委員 これは、成年に達しておられる方は既に外国人といえますが、日本の国籍がない者として社会生活を営んでおられるので、そういう方については単純な意思表示によって国籍を取得させることは適当ではないという一般的な考え方です。経過措置にしたわけでございまして、経過措置でございまして、何も沖縄に限った話ではなくて、すべてのケースに妥協することをお考えいただければならないわけでございます。

そういう面から申しますと、先ほど申し上げましたように、二十歳に達するまで、日本の関係で帰化の手続もとらないし、そして日本国民でないという形で生活をしてこられた方については、一般的には帰化の手続によって日本の国籍を取得するかどうかというのを決めるのが適当だということでも考えたわけでございまして、沖縄の関係も全く無視したわけではございませんけれども、

そういうような考えから、さかのぼる限度としては二十年ではないかということで、法制審議会でもそのような結論になった次第でございます。

○野間委員 十四条の関係で聞きますが、まず十四条の一項、これはいすれかを「選択しなければならぬ」という規定です。それから十五条は、これは要するに日本の国籍を選択しない者については「催告することができぬ」という建前になっておりますが、この十四条では「なければならぬ」ところが十五条では「催告することができぬ」というスタイル、規定になっていきますね。選択するのは十四条で義務づけにはなりません、それでも日本国籍を選択しない者については催告するしないというのは法務大臣の一つの裁量になるというふうな、「なければならぬ」と「できる」という文言からして私は読めるのですが、その点についてどういう見解でしょうか。

○批田田政府委員 十五条で「法務大臣は」「できる」というふうな書いてございしますが、これは法務大臣に権限を与えるという意味で「できる」という書き方になっておるわけでございまして。

○野間委員 権限でできる、しなくてもいいというのを余り詰めてやったら後が大変なので、これは答弁をきくようはもう求めません。

次に、外国籍の放棄宣言、十四条の二項ですが、この放棄宣言というのは外交上の措置は要らぬのですか。具体的にはどういうようなことをすれば放棄宣言になるのか。どういうことを考えていますか。

○批田田政府委員 十四条の二項の日本の国籍の選択の宣言は、戸籍の届け出としてそのような宣言をしますというのを届け書に書いていただいでお出しただければ、それで宣言という効果になるように、戸籍法との関連でそういうふうな決めておるところでございます。

○野間委員 そうすると、それだけでこの十四条二項の要件は満たす、別にこれに基づいて外交上の措置をするということではないんだということですね。

○批田田政府委員 そのとおりでございます。

○野間委員 そうしますと、これは先ほども触れましたのですが、国籍離脱を認めない国との関係で放棄宣言が一体どうなるのかということが具体的な事実関係の中ではいろいろ出てくるのじゃないかという感じがするわけですね。特にギリシャのとき、あるいは兵役義務を果たさなければならぬとき、あるいは兵役義務の猶予期間中のときは、国籍を放棄できない。これは一つの例ですが、こういうのが幾つかあるわけですね。

そうすると、どうなんでしょうか。放棄宣言はしたけれども、認めない。先ほどちょっと支障ないかということも聞いたのもそういうことが頭にあって聞いたんですけれども、これはこれで国籍については日本の専横事項だから日本の国内ではこういう手続をするんだということとはよくわかるのですが、しかし重国籍という必ず外国との関係が出てくるわけで、だから、こういう点について、今までは例がなかったからすけれども、やはりきちっとこれをやっておかないと大きな外交上の問題が発生する可能性があるのじゃないかと思うのです。法務大臣は先ほど答弁されましたけれども、民事局長、いかがでしょうか、その点について御認識は。

○批田田政府委員 日本国籍を選択して外国の国籍を放棄するという宣言は、日本の国に向かつての宣言でございまして、それが直ちに二重国籍の当該外国に何らかの影響を及ぼすものではないと思いません。ただ、その当該国が、イタリヤのようにいいいますか、我が国と同じような法制をとっているところでは、それによって自動的に当該外国の国籍を喪失するということもあり得ようかと思ひますが、ただいまの御指摘のように、いろいろな難しい条件でなかなか離脱できないという法制の国もございまして。そういうところにつきましましては、十六条の一項にも書いてございすけれども、離脱ができるような条件になったならば、あるいは自分でそういう条件をつくることのできるならば、その条件をつくることによって、外国の国籍

を離脱して日本の国籍一本にするように努めてくださいという訓示規定を置いているわけでございます。

それに従ってやっていただければそれでいいわけでございますが、それでやらないからといって直ちに日本の国籍を喪失させるとかというふうなことはまだ考えておらないわけでございますので、そう外交上特に問題になるということはない。例えば、日本の国籍を選択する宣言をした者については、当該対象の外国について、おまえのところの国籍はないようにしろというふうなことで申し入れれば、それは外交上の問題になろうかと思ひますが、そういうことを考えておるわけじゃないんです、特にこの規定とかこの制度が外交上の問題になるということとは予想されないうふうなことを考えております。

○野間委員 そうすると、今もお話がありました十六条は訓示規定、努力義務、こういう規定だということなんです。それはそれで結構です。それから十六条の二項、外国の公務員の職に就いた場合、「日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるとき」というあります。これはどういう場合を想定されているのか。「著しく反する」というのはどういうような意味を持つのか、よくわかりませんので、伺います。

○批田田政府委員 これは、日本の国籍を選択するという宣言をすると、同時に、その中身としては、要するに外国の国籍に従った立場には立たないようにするという中身が含まれておるわけでございますが、ところが、自分の志望によって当該外国の公務につくという場合には、一般的にその宣言に反するということになるわけでございます。したがって、日本の方に選択の宣言をしていながら、むしろ実質は外国の国籍の方に実質的な国籍の意味を見出しているという評価ができようかと思ひます。

ただ、そういう場合でも、そうだからといって直ちに日本の国籍の方を喪失させるということもなかなか問題があるだろう。したがって、今申し

それも市町村の方についてある一斉の日に一斉点検をするというふうなことで期待しているわけではございませんので、婚姻届だとか、あるいは転籍だとか、あるいは謄抄本の請求だとか、そういう機会にしょっちゅう市町村の戸籍吏員の方

は戸籍簿を見ておられるわけなんで、それで二十歳を過ぎて何ら重国籍解消の記載がないという者については、その都度かあるいは若干の期間取りまとめたものを法務局長の方に通知していただく、法務局の方では、それを今度は相手の外国の国籍法と照らし合わせて重国籍であるかということも検討をさらに加えて、そして法務大臣の催告の基礎にしようという考えでおるわけでございまして、重国籍者名簿などというものを置くというところになりますと、ある面では重国籍者の管理を特別にするというふうな誤解も招きかねませんし、また市町村の方でもそれなりの手間とか経費とかかかりますので、戸籍事務の普通の流れの中でそういう資料が出るような方法を工夫してやりたいという考えでおるわけでございします。

○野間委員 時間が参りましたので、これで終わりますが、六日でしたか、参考人から意見を十分お聞かせ願って、その上でさらにまた検討させていただきたいと思ひます。

○宮崎委員長 次回は、明日水曜日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案
(国籍法の一部改正)

第一条 国籍法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「父」の下に「又は母」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「生れたる」を「生まれたる」に改め、同条を同条第三号とする。

第十一条から第十三条までを削る。

第十條第一項中「日本国民は」の下に「法務大臣に届け出ることによつて」を加え、同条第

二項を次のように改める。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を失う。

第十條第三項を削り、同条を第十三条とする。第九條中「外国で生れたる」によつてその国の国籍を取得した日本国民を「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたるもの」に改め、同条を第十二条とする。

第八條に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

第七條中「第四條」を「第五條第一項」に改め、同条を第九條とし、同条の次に次の一條を加える。

第十條 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならぬ。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

第六條中「左の」を「次の」に、「第四條第一号」を「第五條第一項第一号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の二號を加え、同条を第八條とする。

四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

第五條中「左の」を「次の」に、「前條第一号」を「前條第一項第一号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「生れたる」を「生まれたる」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を第六條とし、同条の次に次の一條を加える。

第七條 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五條第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許

可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

第四條中「左の」を「次の」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができないこと。

第四條に次の一項を加え、同条を第五條とする。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第三條を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

(準正による国籍の取得)

第三條 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの(日本国民であつた者を除く)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

本則に次の六條を加える。

(国籍の選択)

第十四條 外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならぬ。

2 日本国民の選択は、外国の国籍を離脱することによる場合は、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」という)をすることによつてする。

第十五條 法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民で前條第一項に定める期限内に日本の国籍の選択をしないものに対して、書面により、国籍の選択をすべきことを催告すること

ができる。

2 前項に規定する催告は、これを受けるべき者の所在を知ることができないときその他書面によつてすることができないやむを得ない事情があるときは、催告すべき事項を官報に掲載してすることができ、この場合における催告は、官報に掲載された日の翌日に到達したものとする。

3 前二項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から一月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をすることができに至つた時から二週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

第十六條 選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない。

2 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失つていないものが自己の志望によりその外国の公務員の職(その国の国籍を有しない者であつても就任することができ、職を除く)に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣告をすることができる。

3 法務大臣は、前項の宣告をしようとするときは、当該宣告に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。聴聞に際しては、

その者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 第二項の宣告は、官報に告示してしなければならない。

5 第二項の宣告を受けた者は、前項の告示の日日本に国籍を失う。

(国籍の再取得)

第十七条 第十二条の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 第十五条第二項の規定による催告を受けて同条第三項の規定により日本の国籍を失つた者は、第五条第一項第五号に掲げる条件を備えるときは、日本の国籍を失つたことを知つた時から一年以内に法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、天災その他その者の責めに帰することができない事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間は、これをすることができるに至つた時から一月とする。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

(法定代理人がする届出等)

第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

(省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(戸籍法の一部改正)

第二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「但し、配偶者がいない者についてあらたに」を「ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。

ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 第一百七條第二項又は第三項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつた場合において、その届出をした者の戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

第一百七條第四項において準用する同条第一項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつたときは、届出事件の本人について新戸籍を編製する。

第二十五條第二項中「日本の国籍を有しない者」を「外国人」に改める。

第四十一條中「一箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

第四十九條第一項中「十四日以内」の下に「(国外で出生があつたときは、三箇月以内)」を加え、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「若し、日本の国籍を有しないと」は、その旨を、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍」に改める。

第五十二條に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定によつて届出をするべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることが出来る。

第五十四條第二項中「第五十二條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第八十六條第一項中「七日以内」の下に「(国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内)」を加える。

第二百二條を次のように改める。

第二百二條 国籍法(昭和二十五年法律第四百七号)第三條第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出は、国籍を取得した者が、その取得の日から一箇月以内(その者がその日に国外に在るときは、三箇月以内)に、これをしなければならぬ。

届書には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一 国籍取得の年月日

二 国籍取得の際に有していた外国の国籍

三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

四 配偶者の氏名及び本籍、配偶者が外国人であるときは、その氏名及び国籍

五 その他法令で定める事項

第二百二條の次に次の一條を加える。

第二百二條の二 帰化の届出は、帰化した者が、告示の日から一箇月以内に、これをしなければならぬ。この場合における届書の記載事項については、前条第二項の規定を準用する。

第二百三條第一項中「届出は」の下に「届出事件の本人」を加え、「その事実」を「国籍喪失の事実」に、「一箇月以内に、国籍喪失を証すべき書面を添付して」を「一箇月以内(届出をするべき者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内)に改め、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付し」に改め、同条第二号中「あらたに」を「新たに外国の」に改める。

第二百四條第一項を次のように改める。

国籍法第十二條に規定する国籍の留保の意思の表示は、出生の届出をすることが出来る者(第五十二條第三項の規定によつて届出をするべき者を除く)が、出生の日から三箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

第二百四條第二項中「前項の出生届出義務者の責に帰すること」を「第一項に規定する者の責めに帰すること」に、「これを起算する」を「十四日とする」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の届出は、出生の届出とともにこれをしなければならぬ。

第二百四條の次に次の二條を加える。

第二百四條の二 国籍法第十四條第二項の規定による日本の国籍の選択の宣言は、その宣言をしようとする者が、その旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

届書には、その者が有する外国の国籍を記載しなければならない。

第二百四條の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四條第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍その他法令で定める事項を監督法務局又は地方方法務局の長に通知しなければならない。

第二百六條を次のように改める。

第二百六條 外国の国籍を有する日本人がその外国の国籍を喪失したときは、その者は、その喪失の事実を知つた日から一箇月以内(その者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内)に、その旨を届け出なければならない。

届書には、外国の国籍の喪失の原因及び年月日を記載し、その喪失を証すべき書面を添付しなければならない。

第二百七條第二項を次のように改める。

外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることが出来る。

第二百七條に次の二項を加える。

前項の規定によつて氏を変更した者が離

婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から三箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く。）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。第四章第十五節中百七条の次に次の一条を加える。

百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

百十九条中「百七条」を「百七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）百七条の二」に、「申立」を「申立て」に改める。

百二十四条中「十万円」を「二十万円」に、「日本の国籍を有しない者」を「外国人」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

（帰化及び国籍離脱に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出をした者の帰化又は国籍の離脱については、なお従前の例による。

（国籍の選択に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の国籍法（以下「新国籍法」という。）第十四条第一項の規定の適用については、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することとなつたものとみなす。この場合において、その者は、同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。

昭和五十九年四月十一日印刷

（国籍の再取得に関する経過措置）
第四条 新国籍法第十七条第一項の規定は、第一条の規定による改正前の国籍法第九条の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものについても適用する。

（国籍の取得の特例）
第五条 昭和四十年一月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であつた者を除く。）でその出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつて同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすることができるときに至つた時から三月とする。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

第六条 父又は母が前条第一項の規定により日本の国籍を取得したときは、子（日本国民であつた者を除く。）は、同項に定める期間内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。
（外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前に日本国民と日本国民でない者との婚姻の届出があつた場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。

昭和五十九年四月十二日発行

編製については、なお従前の例による。

（出生等の届出に関する経過措置）
第八条 出生、死亡若しくは帰化の届出又は国籍の留保の意思の表示に係る届出に関する第二條の規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）の規定は、この法律の施行前に出生、死亡又は帰化があつた場合において同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとならばその期間の満了の日が施行日以後となる届出についても適用し、同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとならばその期間の満了の日が施行日前となる届出については、なお従前の例による。

（国籍の喪失があつた場合の戸籍の届出に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前に国籍の喪失があつた場合の国籍喪失の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に国籍を喪失した者は、国籍喪失の届出をすることができ、この場合においては、新戸籍法第百三条第二項の規定を準用する。

（外国の国籍の喪失の届出に関する経過措置）
第十条 新戸籍法第百六条第一項の規定は、この法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合については、適用しない。

2 外国の国籍を有していた日本国民でこの法律の施行前にその外国の国籍を喪失したものは、その喪失の届出をすることができ、この場合においては、新戸籍法第百六条第二項の規定を準用する。

（外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置）
第十一条 この法律の施行前に日本国民でない者と婚姻をした者が新戸籍法第百七条第二項の規定により施行日に氏の変更の届出をすることができ、その届出の期間は、施行日から六月とする。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条又は第九条第一項の規定により従前の例によることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における涉外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、出生による国籍の取得につき日本国民である母の子も日本国民とする原則を採用するとともに、国籍の選択に関する制度を導入するほか、外国人と婚姻をした日本国民についてもその婚姻により新戸籍を編製し、及びその日本国民が簡易にその氏を配偶者の称している氏に変更することができるとする規定を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第三号中正誤

ベジ 段 行	誤	正
六二五	というが	というのが
四末	ロッキ	ロッキード
二末二	あたつては	あたつては
同	第四号中正誤	
ベジ 段 行	誤	正
二一	査問員	査問印